

教育委員会定例会事項書

令和5年5月16日(火)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 富 樫 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

- 議案第 4号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価(事業マネジメントシート)について
- 議案第 5号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について
- 議案第 6号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について
- 議案第 7号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について
- 議案第 8号 保有個人情報開示請求に係る審査請求に対する裁決について

4 報 告 題

- 報告 1 令和5年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について
- 報告 2 令和4年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について
- 報告 3 令和5年度第73回三重県高等学校総合体育大会について
- 報告 4 支払督促に係る訴えの提起の専決処分について
- 報告 5 議会の議決すべき事件以外の契約等について
- 報告 6 令和6年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について
- 報告 7 令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和5年4月20日（木）

開会 13時30分

閉会 14時13分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 栗須委員

4 採択議案の件名

議案第1号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第2号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

議案第3号 令和5年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について

5 諸般の報告

報告1 公文書の管理の状況について

報告2 令和5年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

報告4 訴訟事件の判決について

6 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第4号

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について、別紙のとおり提案する。

令和5年5月16日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第19号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



令和4年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況にかかる点検及び評価について

令和5年5月16日

令和4年度事業マネジメントシート（施策）

＜教育委員会主担当施策＞

施策14-1	未来の礎となる力の育成	1
施策14-2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成	5
施策14-3	特別支援教育の推進	9
施策14-4	いじめや暴力のない学びの場づくり	13
施策14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	17
施策14-6	学びを支える教育環境の整備	21

＜他部局主担当施策＞

○防災対策部

施策1-2	地域防災力の向上	25
-------	----------	----

○環境生活部

施策12-1	人権が尊重される社会づくり	29
施策16-1	文化と生涯学習の振興	33

○子ども・福祉部

施策15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	37
施策15-2	幼児教育・保育の充実	41

上記のうち、他部局主担当分については、教育委員会所管部分に下線を記しています。

施策 14-1 未来の礎となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	「確かな学力」を育むための、一人ひとりの学習内容の理解と定着を図る取組、「豊かな心」を育むための、考え議論する道徳の授業づくり等、「健やかな身体」を育むための、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上等を進めました。これらの取組を通じて、2つのKPIはわずかに目標に達しなかったものの、自己肯定感に関する指標は目標を達成しており、これからの時代を生きていくための基礎となる力の一体的な育成が概ね順調に進みました。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和4年度の主な取組

① 確かな学力の育成

- ・令和4年度全国学力・学習状況調査において、平均正答率が全国を上回った教科は小中学校あわせた6教科中1教科(中学校数学)でした。この結果をふまえ、各学校において学習内容の理解と定着、授業改善や学習習慣等の確立に向けた取組が進むよう、各市町が作成したアクションプランに基づき意見交換を行い、各学校での確実な実践のための仕組みづくりを進めました。
- ・算数・数学の少人数指導に取り組む学校では、実施学年の年間総授業時数の7割以上で習熟度別指導を実施しました。そのうち、モデル校では、習熟の程度に応じたICTを活用した効果的な指導方法についての研究・実践・検証を行いました。
- ・小学校1、2年生での30人学級(下限25人)、中学校1年生での35人学級(下限25人)を継続することで、令和4年5月1日現在、小学校1年生では88.3%、2年生では90.1%の学級が30人以下となり、中学校1年生では95.0%の学級が35人以下となりました。加えて、国を先取りする形で小学校4年生を35人学級としました。

② 豊かな心の育成

- ・市町の指導主事や教員を対象として道徳教育推進会議を実施し、道徳科の指導方法や評価に係る日頃の実践についての交流、意見交換を行いました。また、道徳教育アドバイザー(2名)を学校へ派遣し、指導方法等に係る指導、助言を行うとともに、それらをもとに作成された指導案を教員が活用できるよう、クラウド上に共有しました。
- ・公立図書館関係者や読書ボランティア等を対象に、実践発表や意見交換を行うフォーラムを開催し、それぞれの活動を促進しました。
- ・家読(うちどく)啓発リーフレットを小学校入学生の保護者をはじめ、新たに保育所等に配布しました。また、子育て情報誌等を通じて読書の楽しさを周知、啓発するとともに、ビブリオバトルの中高生大会や小学生にデモンストレーションを行いました。
- ・全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣を支援しました。みえ

高文祭は生徒の豊かな感性や情操を育むための貴重な機会であることから、感染症対策を徹底し、全ての部門を公開のうえ開催しました。

③ 健やかな身体の育成

- ・令和4年度全国体力調査では、体力合計点は全国と比較して中学校男子0.85、女子0.73上回り、小学校男子0.06、女子0.05下回りました。総運動時間は、小学校男女、中学校男子で増加、中学校女子で減少しました。研修会において全国調査の分析結果や、体力合計点が高い学校での取組を共有し、各学校の取組に反映させるよう助言しました。また、ICTを活用した授業の検証を行い、体力向上の指導改善に向けた取組を進めました。
- ・運動部活動については、生徒への専門的な指導の充実と教員の負担軽減を図るため、県立高校22校30部活動、中学校21市町67校86部活動に部活動指導員を配置するとともに、部活動サポーターを県立高校34校50部活動に派遣しました。
- ・部活動の地域移行については、市町と定期的に協議する場を設け、各市町の取組、課題を共有し、議論を重ねてきました。運営団体と指導者の確保に向け、スポーツ関係団体等に、運営団体としての協力を依頼するとともに、各競技団体に人材リストへの登録を依頼しました。
- ・学校の要請に応じて「歯と口の健康づくり」、「学校メンタルヘルス」、「性に関する指導」の専門家を派遣し、学校保健の充実を図りました。関係団体や市町と連携しながら、むし歯予防のためのフッ化物洗口の推進に取り組み、実施校が62校となりました。また、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」については、児童生徒が正しい知識と理解を深められるよう、教職員向けの研修会や、学校からの要請に応じた外部講師の派遣を実施しました。

2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPIの項目				関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる と思う子どもたちの割合					①
—	小学生 78.9% 中学生 84.6%	小学生 98.4%	小学生 79.6% 中学生 85.3%	小学生 81.7% 中学生 87.4%	b
小学生 78.2% 中学生 83.9%	小学生 77.6% 中学生 83.1%	中学生 98.2%	—	—	
自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合					①②③
—	小学生 76.8% 中学生 78.0%	小学生 101.4%	小学生 77.6% 中学生 78.5%	小学生 80.0% 中学生 80.0%	a
小学生 76.0% 中学生 77.5%	小学生 77.9% 中学生 79.7%	中学生 102.2%	—	—	
運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合					③
—	小学生 39.2% 中学生 77.4%	小学生 100.3%	小学生 40.4% 中学生 77.6%	小学生 44.1% 中学生 78.2%	b
小学生 38.0% 中学生 77.2%	小学生 39.3% 中学生 75.9%	中学生 98.1%	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① 確かな学力の育成

・各学校における学力向上の取組を組織的・計画的に進めるため、市町とアクションプランに基づ

いた取組について意見交換を行うとともに、授業力向上に向けた研修等の支援や家庭や地域と協力しながら学習習慣等の確立に向けた取組を実施します。

- ・効果的な少人数指導を推進するため、指導主事や学力向上アドバイザーが推進校を計画的に訪問し、校長との懇談を行うとともに、国語および算数・数学における効果的な少人数指導について指導・助言を行います。みえスタディ・チェック等の結果に基づいた検証を進め、効果がみられた実践について、研修会等を通じて水平展開します。
- ・児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、国に小学校の35人学級の推進および中学校の学級編制標準の引き下げを要望するとともに、国の加配定数を活用して、令和5年度は国を先取りして5年生を35人学級とします。中学校については、引き続き1年生での35人学級(下限25人)を実施します。

② 豊かな心の育成

- ・命を大切にす心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議や、より効果的な授業づくりや評価に関する研修を実施します。
- ・子どもの発達段階に応じた読書活動や、読書に親しむ習慣づくりを推進するため、引き続き図書館関係者、読書ボランティア等を対象とした研修会や交流会等を実施するとともに、関係部局と連携して、読書活動推進のための新たなネットワーク構築について検討します。
- ・小中学校の児童生徒が本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と連動した読書活動等を進めるため、アドバイザー派遣事業を市町へ委託し、助言や支援を行うとともに、モデルとなる県立学校の図書館をリニューアルすることで、探究的な学びや授業づくりをより一層推進します。
- ・生徒が豊かな感性や情操を育む機会を確保できるよう、近畿高等学校総合文化祭三重大会兼みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭への生徒派遣や作品出展の支援を行います。

③ 健やかな身体の育成

- ・総運動時間をコロナ前の水準に戻すため、各学校の状況に応じた体力向上の目標を立てるとともに、適切な指導計画のもと、ICTの活用も含めた効果的な体育の授業や「1学校1運動」の取組を進め、体力の向上を図ります。
- ・専門的指導と教員の負担軽減のため、部活動指導員を配置するとともに高校へ部活動サポーターを派遣します。専門家のリモート指導を試行的に実施し、効率的で効果的な部活動を進めます。
- ・中学校部活動の円滑な地域移行推進のため、市町の協議会設置やコーディネーター、指導者配置などの取組を支援するとともに、各市町の取組や課題等を共有、協議する場を設けます。また、指導者を確保するため、中学生の指導に必要な資質を養う新たな研修会を実施します。
- ・多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「学校メンタルヘルス」、「性に関する指導」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を推進するとともに、教職員等が「がん教育」の意義や指導内容・方法等の理解を深める講習会を開催し、児童生徒が、がんを正しく理解し、健康の大切さを主体的に考えられるよう取り組みます。
- ・学校保健の中核を担う養護教諭について、資質能力向上のための支援や業務代替を行うため、養護教諭を支援する人材を学校に派遣します。

(参考)施策にかけたコスト

(単位:百万円)

	令和4年度
予算額等	786
概算人件費	52,753
(配置人員)	(5,928人)

施策 14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をとおして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	コロナ禍においても、地域等の課題を発見、解決する学習や、オンライン等を活用した国際交流などの工夫した取組を進めました。目標にわずかに届かなかったKPIはあったものの、学校外を含めてさまざまな学習活動に参加した子どもたちの人数が目標を上回るなど、子どもたちがさまざまな事に挑戦し、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力の育成が概ね順調に進みました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和4年度の主な取組

① キャリア教育の推進

- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーター等(18名)を増員し、早期からの求人確保やさまざまな魅力を持つ地域の企業を紹介するなどの就職支援に取り組むとともに、就職未内定者を対象とした合同就職相談会を開催しました。
- ・生徒が主体的に将来へ向けて行動を起こせるよう、地域の魅力ある企業や仕事内容の情報をデジタル化した職業ポータルサイトを開設し、リアルな体験とオンラインによる学習を組み合わせたキャリア教育に取り組みました。
- ・航海実習のための実習船「しろちどり」について、建造から20年以上が経過し老朽化が進んでいることから、新たな実習船の建造工事を進めています。

② グローカル教育の推進

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、高校において海外研修は実施できませんでしたが、オンライン海外交流をはじめ、web 会議システムを利用して海外姉妹校と相互に文化を紹介し合う取組や、英語でのディスカッションやディベートなど、実践的に英語を使用するセミナーを実施しました。
- ・小中学校における英語教育について、指導方法や評価に係る教員対象の研修会や、小中連携等の効果的な実践事例の研究開発に取り組みました。また、中学生が三重県の魅力等を英語で発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」を実施するとともに、郷土について課題解決型学習の手法により学ぶ郷土教育を実施し、県内の学校関係者向けに研究発表会を開催しました。

③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・高校生の知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力や主体的に学びに向かう力を育むため、探究的な学びを推進しました。地域や地球規模の課題を自分事として捉え、他者と協働しながら持続可能な社会づくりにつながる学習に取り組みました。
- ・県立高校13校において、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(s)(リベラルアーツ・教養)、Mathematics(数学)を活用した教科横断的な課題解決型学

習を通して、探究力、論理的思考力を育成する「学びのSTEAM化」の実証事業に取り組みました。

- ・生徒同士の協働的な学びや専門性の高い人材による指導を取り入れ、三重県の産業と密接に関わるモビリティや観光をテーマに、生徒がグループで地域の課題をふまえたビジネスアイデアを考え、起業に必要な事業計画の作成・検証を行いました。

④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・令和4年度からの成年年齢18歳への引き下げをふまえ、公民科の科目「公共」の授業を中心に、現代の諸課題の解決に向けて自分の意見や考えを伝えあい、協働してよりよい社会を形成しようとする力を養いました。
- ・家庭科や公民科の授業等をとおして、将来の自立した消費者としての役割や責任についての学習を進めました。

2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価					
KPIの項目					関連する基本事業
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合					①②③④
—	小学生 94.1% 中学生 94.8% 高校生 75.1%	小学生 96.6% 中学生	小学生 95.5% 中学生 96.1% 高校生 77.1%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1%	b
小学生 92.7% 中学生 93.5% 高校生 73.1%	小学生 90.9% 中学生 90.5% 高校生 70.8%	95.5% 高校生 94.3%	—	—	
学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている高校生の割合					①
—	高校生 65.0%	128.8%	高校生 73.8%	高校生 100%	a
—	高校生 83.7%		—	—	
国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数					②
—	中学生 850人 高校生 220人	中学生 155.4% 高校生	中学生 1,040人 高校生 240人	中学生 1,600人 高校生 300人	a
中学生 684人 高校生 203人	中学生 1,321人 高校生 224人	101.8%	—	—	
困難だと思ふことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合					③
—	高校生 79.8%	96.4%	高校生 80.8%	高校生 83.8%	b
高校生 78.8%	高校生 76.9%		—	—	
地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合					④
—	高校生 70.1%	92.7%	高校生 72.5%	高校生 79.7%	b
高校生 67.7%	高校生 65.0%		—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

令和5年度以降に残された課題と対応

① キャリア教育の推進

- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現に向けて、引き続き就職実現コーディネーターを県立高校に配置し、地域の魅力ある企業や職種等の情報を学校や生徒に提供するとともに、個別の進路相談や面接指導等の支援を行います。
- ・他者との関わり方等の面から支援が必要な生徒の就職実現に向けて、県内5地域で就労支援機関等と高校が状況の共有や支援方を協議することで、各校における支援体制を整えるとともに、入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニング、職場実習に取り組みます。
- ・新しい実習船「しろちどり」については、生徒の安全確保とともに、最先端の航海技術が習得できる設備を整備して、令和5年度末の竣工をめざして建造を進めます。

② グローカル教育の推進

- ・子どもたちが将来、国際的な視野を持ち、さまざまな分野で活躍していけるよう、引き続き留学や海外研修を推進します。子どもたちの異文化への理解や、語学力・コミュニケーション力等を高めるため、web会議システムを活用した海外の学校との交流を進めます。
- ・小中学生が英語を使って表現したり、伝え合ったりする力を高めるため、教員の指導力向上を図る研修会や、効果的な授業例の共有を行います。また、民間団体や関係部局と連携して、中学生が郷土三重の魅力を英語で書いたり、話したりするコンテストを実施します。
- ・課題解決型学習の手法を取り入れた郷土教育について、県内の複数市町で取組を進めるとともに、実践校の研究発表会を開催し、その成果を県内に普及します。

③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・主体的に考え行動する力や他者と協働する力などを育むため、STEAM学習や課題解決型学習等に取り組み、その学習の前後で創造力や表現力、協働する力などの資質・能力や自己肯定感、チャレンジする意欲の変容を把握します。
- ・社会の課題をとらえ、その解決に向けて取り組む人材を育成するため、普通科のモデル校で、分野を横断して学ぶ学際的な教育プログラムの実践研究に取り組みます。複数の学校で連携して行うICTを活用した放課後等の課外授業や、生徒の探究活動について学び合う交流学習会など、学校の枠を越えた学びを進めます。
- ・現代の複雑に事象が絡み合う社会課題等の解決に挑戦し続ける人材を育成するため、引き続き企業や大学の協力を得て、これまで実施してきたMaaSや地域の第一次産業を題材にした探究学習に加え、STEAMプログラムを活用して、より発展した探究活動に取り組みます。
- ・課題解決力、コミュニケーション力等の資質・能力を育むため、引き続きスーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究や普通科高校の探究的な活動の成果を共有し合う「みえ探究フォーラム」を開催します。

④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に行動する力などを育むため、引き続き公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題の学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組みます。
- ・学ぶことと社会のつながりを実感できるよう、外部の専門家による出前授業等を充実するなど、主権者教育、消費者教育、環境教育を進めます。

(参考)施策にかかったコスト

(単位:百万円)

	令和4年度
予算額等	1,490
概算人件費	24,339
(配置人員)	(2,735人)

施策 14-3 特別支援教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重しあいながら生きていく態度を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	教職員の発達障がい支援に関する専門性の向上を図る研修会を目標数以上実施するとともに、子どもたちが進路希望を実現するための就労支援に取り組むことで、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画につながることができました。また、小中学校等と特別支援学校間での交流および共同学習をすることで、子どもたちが障がいの有無に関わらず互いに理解し尊重し合う態度を身につけることができました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和4年度の主な取組

① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- 一人ひとりの状況に応じた学びの場を適切に選択できるよう、本人や保護者への丁寧な情報提供と相談等の就学支援を行いました。小中学校等でのパーソナルファイルの活用(9,107人)や、中学校から高校への支援情報の引継ぎ(262件)を進めました。高校においては、発達障がい支援員4人による巡回相談(421回)を実施し、生徒および保護者との面談や教職員の指導に関して助言しました。
- 交流および共同学習では、対面による交流の他に、作品や手紙等の交換やオンラインを活用した交流を行うとともに、副次的な籍の実施について市町への理解啓発と協議を進めました。
- 高校における通級による指導について、伊勢まなび高校およびみえ夢学園高校では、社会に出てから必要とされるコミュニケーションスキルの習得等の取組を進めました。
- 特別支援学校のセンター的機能として、子どもの状況に応じた指導・支援の方法等を小中学校、高校等の教職員に助言しました。かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携して発達障がい支援に関する研修を2回実施しました。通級による指導を担当する教職員等を対象にした連続研修講座を12回実施し、指導と支援の方法等について理解を深めました。
- 医療的ケアを実施する教職員と看護師免許を有する職員が、必要な知識と技能を身につけられるよう、スキルアップ研修会を2回実施しました。指導医等から直接の指導・援助を受けることで、保護者の付き添い期間が短縮され、安全で安心な医療的ケアを実施することができました。
- 学習者用および指導者用のICT端末を整備するとともに、各教科や交流および共同学習、職業教育等でGIGAスクールサポーターによる支援やICTを効果的に活用した実践事例を共有することで、児童生徒がICTを活用し、障がいの状況に応じた学習活動を進めることができました。

② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・生徒の進路希望を実現するため、特別支援学校にキャリア教育サポーター等(4人)を配置して職場開拓を行いました(企業訪問数 1,536回)。企業と連携した技能検定(清掃技能、看護・介助業務補助技能)を実施しました。また、肢体不自由のある生徒がテレワーク等の新しい就労形態を経験できるよう、関係部局と連携して、ICTを活用した就労体験を実施しました。これらの取組により、一般企業への就職を希望する特別支援学校生徒の就職率は 100%を維持しています。
- ・県立特別支援学校ポッチャ大会をオンラインで開催しました。大会をとおしてスポーツに親しみ、他校の生徒と競技をすることで交流を深めました。
- ・盲学校および聾学校について、城山特別支援学校の隣地への移転に向け、校舎の建築の設計と、寄宿舎建築工事を進めました。杉の子特別支援学校の知的障がいのある中学部生徒が石薬師分校で学習できるよう改修を行いました。稲葉特別支援学校の狭隘化対策として、寄宿舎棟を教室へ改修しました。松阪あゆみ特別支援学校の教室不足の解消および肢体不自由のある子どもたちの就学先とするため、校舎増築に向けた土地取得を行いました。
- ・特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策として、「三つの密」を避けるため、スクールバスを増便しました。

2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPIの項目					関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価	
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値		
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率					①②	
—	100%	100%	100%	100%	a	
100%	100%		—	—		
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数					②	
—	600回	126%	700回	1,000回	a	
524回	756回		—	—		
通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計)					①	
—	30人	166.7%	60人	150人	a	
0人	50人		—	—		

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- ・特別な支援を必要とする生徒が適切な指導・支援を受けることができるよう、小中学校等でのパーソナルファイルの活用をさらに進めるとともに、支援情報の引継ぎや高校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を進めます。
- ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、先行事例の成果と課題をふまえたうえで、さらに他の地域にも広げられるよう市町と協議していきます。

- ・自己理解やコミュニケーション力向上を図る必要があることから、伊勢まなび高校およびみえ夢学園高校の通級において指導や支援の改善に取り組むとともに、北星高校でも通級による指導を行います。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、特別支援教育に係る教職員の専門性向上を図る必要があることから、通級による指導を担当する教職員等のニーズに応じた研修を実施します。
- ・安全で安心な医療的ケアを実施することができるよう、担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣します。また、通学に係る保護者の負担軽減のため、登校時に看護師が福祉車両等に同乗し、痰吸引等の医療的ケアを行う取組を試行的に実施します。
- ・ICTを用いて自分の意思を相手に伝えたり、動画やイラストを見て行動したりするなど、児童生徒が主体的な活用ができるよう、教職員のICT活用に関する指導力を高めます。

② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と、地域生活への円滑な移行をめざして、計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めます。テレワーク支援員を配置し、ICTを活用した在宅就労など、新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓や就職支援を進めます。
- ・特別支援学校の児童生徒が、一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて卒業後もスポーツに親しむことができるよう、交流および共同学習での障がい者スポーツの取組を進めます。
- ・特別支援学校の施設の老朽化および狭隘化等に対応するための計画的な整備を進めます。盲学校および聾学校は、城山特別支援学校の隣地へ移転するため、新校舎建築のための木材調達や埋蔵文化財調査等を進めます。寄宿舍建築工事については、年度内完了に向けて取り組みます。松阪あゆみ特別支援学校については、校舎増築のための基本設計を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、特別支援学校の子どもたちが安全で安心して通学できるよう、スクールバスを増便します。

(参考)施策にかかったコスト

(単位:百万円)

	令和4年度
予算額等	2,736
概算人件費	23,805
(配置人員)	(2,675人)

施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	子どもたちがいじめを正しく認識するための取組や、学校が把握したいじめに迅速・確実に対応するための取組を進めたことにより、子どもたちのいじめ防止に向けた主体的な姿勢を育むとともに、KPIの目標はわずかに達成できなかったものの、多くの子どもたちが学校生活に安心を感じることができました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和4年度の主な取組

① いじめをなくす取組の推進

- ・4月・11月のいじめ防止強化月間において、子どもたちによるいじめ防止標語の作成や、学級内でいじめの防止について主体的に考え話し合う活動を進めました。また、広く県民にいじめ防止を啓発するため、いじめ防止のペイントを施したバスや列車の走行や、街頭啓発活動を8回行いました。
- ・子どもたちがいじめ防止に向けて具体的に行動できる力を育むため、弁護士によるいじめ予防授業や、三重県いじめ防止応援サポーター等による情報モラル授業を24校(小学校2校、中学校2校、高校18校、特別支援学校2校)で、高校生による小学校高学年を対象にした「SNS・ネットの上手な使い方講座」を16校で行いました。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・県立学校において、児童生徒が学習端末等を活用していつでも学校にいじめを伝えられる環境を整えるとともに、福祉部局と連携し、学校と家庭が見守りの視点を共有して子どもの変化を把握するため、「いじめ早期発見のための気づきリスト」を作成して保護者に配付しました。
- ・児童生徒からの相談に十分に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間数を増やすとともに、教育相談員を引き続き配置しました。
- ・子どもたちの心の問題の解決に向けた専門的教育相談、いじめ電話相談、SNSを活用した相談を実施しました。
- ・インターネット上での不適切な書き込みに対応するため、ネットパトロールを実施(検知数786件)するとともに、SNSでの不適切な書き込み内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜」を運用(投稿数38件)し、把握した書き込みには学校や市町と連携して対応しました。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・いじめに対し迅速に対応するため、県立学校に対し、いじめを発見または情報を得た場合、原則、その日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組むことを徹底しました。また、重大事態への対応については、三重県いじめ対策審議会の答申に即し、いじめを発見または情報を得た場合の調査の進め方や、適切な時期に重大事態と認定すべ

きこと等について県立学校に徹底するとともに、市町にも周知しました。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

・公立学校の生徒指導担当者を対象に、三重県いじめ対策審議会からの答申内容や、三重県いじめ調査委員会の提言をふまえた具体的な対応策について研修を行い、その趣旨を徹底しました。また、学校からの要請に応じて、警察官経験者や教員経験者等の生徒指導特別指導員を派遣し、暴力行為やいじめ等問題行動の防止に取り組みました。

・教職員が主体的に学ぶ専門研修においては、いじめが起きる背景やいじめの構造等を踏まえた子どもや保護者への支援や、組織的な対応についても学ぶ研修を実施(9講座)しました。また、学校における教育相談体制の構築に向け、計画的に組織づくりを推進する中核的リーダーを育成する研修を実施(6講座)しました。

2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPIの項目					関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度		4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合					①	
—	60.0%	147%	70.0%	100%		a
—	88.2%		—	—		
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合					①②③④	
—	小学生 96.8% 中学生 98.0% 高校生 94.0%	小学生 99.2% 中学生 高校生	小学生 97.6% 中学生 98.5% 高校生 95.5%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	b	
小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4%	小学生 96.0% 中学生 97.2% 高校生 93.0%	99.2% 高校生 98.9%	—	—		
いじめの認知件数に対して解消したものの割合					②③④	
—	100%	集計中	100%	100%		未確定
94.9% (2年度)	集計中		—	—		

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① いじめをなくす取組の推進

・いじめ防止の観点からの道徳教育を推進するため、指導の要点や授業実践例をまとめた指導者用の補助資料を作成して、小中学校の道徳教育推進教師への研修を行うとともに、校長にカリキュラムマネジメントに係る研修を実施します。また、モデル校となる小中学校にアドバイザーを派遣して、いじめ防止についての系統的な道徳の年間指導モデルを構築します。

・小学校高学年の児童が、社会性や規範性を高め、ネットによるいじめ防止や情報モラルについて学ぶため、弁護士によるいじめ予防授業を拡充して実施します。また、いじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、いじめ防止の情報を集約したポータルサイトによる情報発信を行うなど、社会総がかりでいじめをなくす取組を進めます。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめを早期に発見するため、定期的を実施するアンケート、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を進めるとともに、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を進めます。
- ・いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアのため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校からの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。
- ・いじめを含め、さまざまな悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は喫緊の課題であり、いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施するとともに、ネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめから子どもたちを守るため、ネットパトロールや「ネットみえ～る」を実施します。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・初期対応の遅れがいじめ問題を複雑化、困難化させることがあることから、いじめの情報を得たら、原則その日のうちに当面の対応を決定して直ちにに取り組むことなど、いじめ防止対策ワーキンググループで取りまとめた対応方策を確実に実施していきます。
- ・いじめの迅速な認知と確実な対応を確保するため、学校におけるいじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報をデジタル化し、関係者がリアルタイムで共有できるシステムを構築します。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・教職員のいじめへの対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等、いじめ問題を担当する教員を対象に、いじめのとらえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う研修を新たに実施します。
- ・いじめから児童生徒を守り抜くためには、いじめの正確な認知と適切な初期対応が必要であることから、いじめ対策に知見を有するいじめ対策アドバイザーを県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案や認知へ至っていない事案への対応に係る検証や、効果的な対応策などの助言を行います。
- ・いじめ認知件数は全国平均を下回る状況が続いているため、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・必修研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を新たに実施するとともに、専門研修において、いじめを生まない学級づくりやいじめへの対応について学ぶ研修を実施します。

(参考)施策にかかったコスト

(単位:百万円)

	令和4年度
予算額等	419
概算人件費	5,019
(配置人員)	(564人)

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	KPIはわずかに目標に達しなかったものの、不登校児童生徒への専門的見地からの相談や支援、高校段階の不登校生徒への新たな支援に取り組むとともに、外国人児童生徒への日本語指導や義務教育の学び直しに取り組むことで、将来の社会的自立に向けた力を概ね順調に育成することができました。また、通学路の安全確保の取組を概ね予定通りに進めることができました。

(A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている)

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和4年度の主な取組

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校児童生徒が年々増加し、不登校の要因や背景が複雑化・多様化していることから、心理や福祉の専門人材の学校への配置時間を拡充するとともに、市町の教育支援センターへの配置も拡充して、専門的見地からの支援・相談や訪問型支援を進めました。
- ・高校段階で不登校等の状況にある子どもたちに、学習支援や自立支援ができるよう、県立の教育支援センターの設置に向けた実証事業に取り組みました。
- ・公立学校における支援事例をデータベース化するとともに、「レジリエンス教育」や潜在的に支援を要する児童生徒への早期の対応、オンラインの居場所づくり等の取組を進めました。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・巡回相談員を1名増員して16名とし、小中学校に派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の日本語指導や適応指導、保護者への支援を行うとともに、オンラインで日本語教育の授業を受けられる取組を進め、50名以上の児童生徒が受講しました。
- ・高校において、外国人生徒支援専門員(5名)を拠点校に配置し、学習支援や進路相談等を行うとともに、日本語指導アドバイザー(1名)を配置し、生徒への日本語指導と、担当教員に効果的な日本語指導の指導・助言を行いました。また、生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学や就職に関するセミナーを実施するとともに、就職実現コーディネーターが求人開拓や進路相談等の就職支援を行いました。
- ・夜間中学の入学希望調査を行うとともに、夜間学級体験教室「まなみえ」を実施しました。これまでに実施したニーズ調査や入学希望調査、「まなみえ」での取組の結果から、県において夜間中学を設置・運営することとしました。令和7年度の開校に向けて、開設の準備や運営における市町と県との協働のあり方について検討するワーキングチームを開催して、入学手続きや情報発信の連携について協議するとともに、他県の先行事例も参考にしながら、教育課程などの検討を重ねました。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

・各市町で策定する通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の合同点検を実施して、対策必要箇所を抽出するとともに、その結果を関係部局や警察と共有し、安全対策の取組を進めました。また、学校安全アドバイザーによる登下校の安全対策に係る学校への助言、交通安全担当教員や学校安全ボランティアであるスクールガードへの講習を行いました。

2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価					
KPIの項目					関連する基本事業
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合					①
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 集計中 中学生 集計中	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	未確定
小学生 66.7% 中学生 62.2% 高校生 50.0%	小学生 集計中 中学生 集計中 高校生 集計中	小学生 集計中 中学生 集計中 高校生 集計中	—	—	
日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合					②
—	小学校 80.0% 中学校 80.0% 高等学校 60.0%	小学校 98.8% 中学校 113.6% 高等学校 104.2%	小学校 90.0% 中学校 90.0% 高等学校 70.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	b
小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5%	—	—	—	
通学路の安全対策が実施された箇所の割合					③
—	97.5%	99.5%	100%	100%	b
95.1%	97.0%		—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

・より効果的で一人ひとりに応じた支援を行うため、不登校総合支援センターを設置して、不登校児童生徒への支援や相談対応、教員研修等に一体的に取り組む体制を整備し、各学校への支援、多様な活動や交流の場の提供、保護者も含めた相談の充実、福祉等の関係機関や民間団体との連携等に取り組めます。

・高校段階で不登校の状況にある生徒の社会的自立に向けた支援を行うため、新たに県立の教育支援センターを設置して、多様な活動や交流の場の提供、学習支援や自立支援、カウンセリングなどに取り組めます。

・不登校の要因や背景が複雑化・多様化していることから、市町の教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、専門的な支援を行います。また、不登校児童生徒の要因や背景、期間等に応じた効果的な支援策を検討する検討会を新たに設置しま

す。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・散在地域等の小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、オンラインを活用した日本語教育を実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援を実施します。また、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援を行うとともに、小中学校に巡回相談員を派遣して、日本語指導や適応指導、保護者への支援を行います。
- ・高校において、入学の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得等を推進するため、引き続き外国人生徒支援専門員等による学習支援を行うとともに、日本の社会制度・文化を学ぶセミナー、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を開催します。また、進路未定のまま県立高校を中途退学した方には、引き続き現状確認のためのアンケートや支援内容に係る情報提供に取り組みます。
- ・令和7年度の県立の夜間中学の開校に向けて、多様なニーズに対応できる教育内容等について検討するため、先行事例の調査研究を行うとともに、令和6年度における施設設備の整備や生徒募集に向けて必要な取組を進めます。また、夜間学級体験教室「まなみえ」を継続して実施します。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・登下校時における児童生徒の安全を確保するため、通学路の合同点検の結果をふまえ、通学路における対策必要箇所への安全対策が進むよう関係部局に働きかけるとともに、市町には安全教育の推進や見守り活動の強化等について働きかけます。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生していることから、最新の交通事情に係る研修を行うなど、学校安全ボランティアであるスクールガードを養成するとともに、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組みます。また、県内の公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯教育担当者の指導力向上に取り組みます。

(参考) 施策にかかったコスト

(単位:百万円)

	令和4年度
予算額等	240
概算人件費	14,683
(配置人員)	(1,650人)

施策 14-6 学びを支える教育環境の整備

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合が概ね目標を達成するなど、地域とともにある学校づくりの取組や、それぞれの特性を生かした県立学校の特色化・魅力化の取組を、概ね順調に進めることができました。働き方改革については、今日的課題に対応した教職員研修や、専門人材や地域人材の配置、業務効率化などに取り組む、KPIの目標を概ね達成しましたが、1人あたりの平均時間外労働時間には課題が残っています。また、県立学校施設の老朽化対策等を着実に進めました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和4年度の主な取組

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、「地域とともにある学校づくり推進協議会」の開催等を通して、各市町における学校運営協議会の円滑な導入や、地域の特色や資源を生かした運営について周知しました。
- ・地域の方々の参画により、子どもたちの学習支援に取り組む15市町に財政的支援を行いました。
- ・令和4年3月に策定した「県立高等学校活性化計画」に基づき、4地域(紀南、伊勢志摩、伊賀、松阪)で地域協議会を開催し、各地域での県立高校における学びと配置のあり方について検討を重ね、2地域(紀南、伊勢志摩)で令和4年度の協議のまとめを行いました。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・子どもたちが学習指導要領で求められる資質・能力を身につけられるよう、「三重県教員研修計画」に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につながる研修、ICT活用指導力の向上や英語指導力の向上に資する研修等を実施しました。また、不登校支援、生徒指導、人権教育、特別支援教育、教育相談等、多様な教育課題に対応する研修を教職員同士の学び合いや演習を取り入れ実施しました。
- ・学校における働き方改革を進めるため、教職員の業務補助を行うスクール・サポート・スタッフを引き続き全ての学校に配置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員の配置を拡充しました。
- ・教育委員会が主催する会議や研修会等について、ICTを活用してオンライン開催やオンデマンド配信にするなど業務削減を図るとともに、各学校において総勤務時間縮減に向けた課題や効果的な取組を整理したシートを活用して、各学校における主体的な取組を推進しました。

<p>③ ICTを活用した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校の1人1台端末を活用した授業改善が円滑に進むよう、各校の教科別ICT活用指導計画への指導・助言や、GIGAスクールサポーター(民間人材6名)の派遣による授業支援や教員研修に取り組みました。また、各校での授業研究で活用できるよう、各校の好事例をクラウド上に共有しました。 ・小中学校においては、民間人材4名をアドバイザーとして委嘱し、セキュリティおよびコンテンツに関して市町および学校に助言を行いました。また、市町担当者との情報共有・意見交換等を定期的に開催し、端末の活用事例やオンライン授業、年度をまたぐ児童生徒のアカウントの取扱いや学習データの移行などに関する課題について協議、共有しました。
<p>④ 学校施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校においては、建築から長期間経過している校舎が多いことから、令和2年3月策定の「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化(11校実施)や照明のLED化(普通教室整備率87%)に取り組みました。 ・公立小中学校施設の老朽化対策や非構造部材の耐震対策、バリアフリー化など必要な整備が進められるよう、国に対して財政支援制度の拡充を要望するとともに、市町等の学校設置者に対して国の財政支援制度等について情報提供や助言を行いました。
<p>⑤ 私学教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校(52校)に対し学校運営のための経常的経費等の助成をするなど支援を行いました。

2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価					
KPIの項目					関連する基本事業
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合					①
—	小学校 80.0% 中学校 70.0%	小学校 94.3%	小学校 85.0% 中学校 77.5%	小学校 100% 中学校 100%	b
小学校 71.6% 中学校 56.4%	小学校 75.4% 中学校 59.5%	中学校 85.0%	—	—	
研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合					②
—	52.0%	98.5%	54.0%	60.0%	b
49.2%	51.2%		—	—	
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合					②
—	—	—	小学校 46.0% 中学校 49.0% 県立学校 38.0%	小学校 49.0% 中学校 52.0% 県立学校 41.0%	—
—	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3%	—	—	—	
1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合					②
—	59.0%	73.1%	61.0%	67.0%	c
—	43.1%		—	—	

1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合					③
—	82.4%	108.4%	86.8%	100%	a
77.9%	89.3%		—	—	
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数					⑤
—	95件	114.7%	100件	115件	a
90件	109件		—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

令和5年度以降に残された課題と対応

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーターを派遣して国の動向や好事例を周知したり、各市町の取組や課題を協議する推進会議を開催したりするとともに、地域と学校をつなぐ役割を果たす地域学校協働活動推進員の配置を促進します。
- ・経済的な理由や家庭の事情で、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする等の課題解消を図るため、地域の方々の参画により子どもたちの学習支援に取り組む市町への支援を引き続き行います。
- ・高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、新たに2地域を加えた6地域で地域協議会を開催し、各地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら、地域における県立学校の学びと配置のあり方について検討を進めます。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・教職員が新しい知識や技能を学び続けるため、教職に必要な素養や学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応、ICTや教育データの利活用等の向上に資する研修を実施します。また、教育活動をより組織的かつ計画的に推進するため、課題の改善に向けた学校マネジメント力を高める研修を実施します。
- ・教職員の長時間労働解消のため、引き続きスクール・サポート・スタッフをすべての公立学校に配置するほか、部活動指導員を増員するとともに、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充します。また、会議や研修等のオンライン開催に加え、それぞれの学校の状況に応じた課題を整理し、解決に向けた取組を実践するとともに、各学校における取組を検証して、効果的な取組を他校にも広めます。また、県立学校において、デジタル採点システムを導入し、定期テスト等の採点業務の効率化や生徒の理解度に応じた指導につなげます。

③ ICTを活用した教育の推進

- ・県立高校において、1人1台学習端末を活用して一人ひとりに応じた学びや協働的な学びを推進するため、引き続き、動画を用いて理解を深めたり、双方向による学習、探究型学習での実験や分析に取り組んだりするとともに、オンデマンド教材による学習や宿題のやり取りを行うなど、学校と家庭で切れ目ない学習に取り組めます。
- ・小中学校において ICT の普段使いによる教育活動の高度化や地域間・学校間格差の解消を図るため、市町に対するコンサルティングに加え、アドバイザー派遣やICT教育に関する実践交流会、教職員のニーズを踏まえた研修等に取り組めます。

④ 学校施設の整備

- ・子どもたちが安全、快適に学べる環境を整備するため、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、照明のLED化、電気設備等の更新など、施設・設備の機能の向上に取り組めます。
- ・公立小中学校施設の長寿命化改修を通じた老朽化対策や非構造部材の耐震対策、バリアフ

リー化など施設整備の需要が増大していることから、必要な整備が円滑に進められるよう、さまざまな機会を捉えて国に対する財政支援制度の拡充についての要望や、市町に対する情報提供・助言を行います。

⑤ 私学教育の振興

・公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう、若者の県内定着につながる特色ある取組や学校運営に係る経常的経費等への助成を行います。

(参考)施策にかけたコスト

(単位:百万円)

	令和4年度
予算額等	12,621
概算人件費	10,750
(配置人員)	(1,208人)

施策1-2 地域防災力の向上

(主担当部局：防災対策部)

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	<p>避難を必要とするすべての人が適切に避難できる地域をめざし、学校における家庭や地域と連携した防災の取組は一定進んでいますが、地域における夜間など避難が困難な状況での避難対策や、津波避難タワー等を整備する市町への支援については取組のさらなる推進が必要です。</p> <p>ホームページ等を通じたわかりやすい防災情報の提供により、県民の皆さんの防災意識が高まりつつあります。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和4年度の主な取組

① 災害に強い地域づくり

- ・県民の「自助」や地域の「共助」による防災活動を支援するため、「みえ防災・減災センター」と連携し、防災活動を支援する人材の育成に取り組むとともに、県民の防災意識の醸成するため、シンポジウム等による普及啓発に取り組みました。
- ・若年層の防災意識の向上を図るため、県内の学生など若者を地域防災の担い手として養成するとともに、養成した若者の自由な発想力を生かし、SNSや各種メディア等を活用して防災情報の発信を行いました。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・津波避難の実効性をより高めていけるよう、ハザードマップの作成や地域の避難計画の策定など、市町が取り組む津波避難対策の充実・強化について、防災技術指導員の派遣等により支援しました。
- ・避難所の適切な運営や避難所における感染症対策を促進するためのアセスメントを実施しました。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難対策を進めるため、モデル施設を選定の上、課題の洗い出しと訓練による解決策の検証に取り組みました。
- ・避難所運営マニュアルの作成や新型コロナウイルス感染症対策に必要な資機材整備、海拔ゼロメートル地帯の広域避難対策など、市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化を促進するため、地域減災力強化推進補助金により支援しました。
- ・災害時の県民の適切な避難行動を促進するとともに、県民の防災意識の向上を図るため、気象や災害に関する防災情報を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供しました。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・「みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)」の運営に参画し、毎月の情報共有や意見交換、研修会や防災訓練等への参加を通じ、MVSCと各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業

等)との連携強化や市町における受援体制整備の支援に取り組みました(防災訓練参加 3回、研修会参加 2回)。

④ 学校における防災教育の推進

- ・防災ノートを新入生等に配付するとともに、令和3年度に作成したデジタルコンテンツを活用した防災学習について、学校や教職員への周知に取り組みました。また、学校防災アドバイザー等を学校に派遣し、避難訓練や体験型防災学習の取組を支援しました。
- ・県内の高校生を東日本大震災の被災地に派遣して、被災者の方々との交流や現地高校生との防災学習を行いました。
- ・防災の専門的な知識を持つ教職員を養成する学校防災リーダー等研修や、災害時学校支援チーム隊員を対象としたスキルアップ研修を実施しました。

2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価					
KPIの項目					関連する基本事業
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数					②
—	6市町	33.3%	12市町	29市町	d
—	2市町		—	—	
県が防災情報を提供するホームページのアクセス数					①②
—	3,247千件	87.6%	3,279千件	3,375千件	b
3,215千件	2,845千件		—	—	
津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取組んだ市町数					②
—	4市町	25.0%	8市町	19市町	d
—	1市町		—	—	
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合					④
二	85.0%	98.4%	100%	100%	b
75.0%	83.6%		二	二	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和5年度以降に残された課題と対応
① 災害に強い地域づくり ・県民の「自助」や地域の「共助」による防災活動を支援するため、「みえ防災・減災センター」と連携し、防災人材を育成して「みえ防災人材バンク」への登録を進め、地域の防災活動に派遣します。また、県民の防災意識を醸成するため、シンポジウム等による普及啓発に取り組みます。 ・災害に強い地域づくりを進めるため、県内の学生等を地域防災の担い手として養成し、養成した若者による若年層の防災意識の向上と、地域での他の若者を巻き込んだ防災活動を促進します。
② 災害から命を守る適切な避難の促進 ・夜間など避難が困難な状況であっても津波から迅速かつ安全に避難できるよう、これまでの津波避難対策の実効性について有識者の助言を得ながら検証を行うとともに、津波到達までに時間的余裕がない市町が実施する津波避難タワーや避難路等の整備を支援します。

- ・県民の適切な避難行動を促進するため、感染症対策をふまえた避難所運営について、アセスメントの実施などにより運営に携わる自主防災組織等の対応力向上を図ります。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設において、実効性のある避難対策を促進します。
- ・市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化を促進するため、避難所運営マニュアルの作成や避難における新型コロナウイルス感染症対策の取組、海拔ゼロメートル地帯での広域避難を含めた避難対策を支援します。
- ・避難を必要とするすべての人が適切に避難を行えるよう、「防災みえ.jp」のホームページやメール・SNSにより気象や災害に関する防災情報を県民に迅速にわかりやすい表現で提供します。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・引き続き、みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に参画し、各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業等)が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、研修会や防災訓練への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における受援体制整備の支援に取り組めます。

④ 学校における防災教育の推進

- ・子どもたちが、いつでも効果的に、災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身につける防災学習ができるよう、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。学校防災等リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組めます。
- ・防災についての関心や知識をさらに高められるよう、県内の高校生を東日本大震災の被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図ります。
- ・災害発生時に被災した学校を支援するため、災害時学校支援チーム隊員のスキルアップとともに、他県のチームとの連携の強化を図ります。

(参考)施策にかかったコスト

(単位:百万円)

	令和4年度
予算額等	225
概算人件費	142
(配置人員)	(16人)

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>県開催の人権啓発イベント等への参加者数や県人権センターの利用者数はわずかに目標に達しなかったものの、人権教育の成果が目標を達するとともに、令和4年度に実施した人権に関するアンケート調査では、「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」が高まっているなど、県民の人権意識の向上に一定つながったと考えられます。</p> <p>また、相談体制については、令和5年度の改正条例の全面施行に向け、運用方針(実務マニュアル)の作成や県人権センターへアドバイザーを配置する準備を行うなど相談体制を構築しました。</p> <p>また、相談体制については、令和5年度の改正条例の全面施行に向け、運用方針(実務マニュアル)の作成や県人権センターへアドバイザーを配置する準備を行うなど相談体制を構築しました。</p>
[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和4年度の主な取組

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権が尊重されるまちづくりや人権啓発の施策を推進しました。
- ・県人権センターでの展示や、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発、街頭啓発、イベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しました。
- ・人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を調査し、県ホームページ等で情報を発信するとともに、自治会等で開催される研修会へ講師を派遣(28回)するなど、地域での取組の促進を図りました。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別、誹謗中傷等の人権侵害を未然に防止するため、知事メッセージ(ラジオ、ショッピングセンター等での放送)により、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけました。

② 人権教育の推進

- ・自他の人権を守るための実践行動ができる力を育むため、個別的な人権問題に対する学習等の研究を行い、その成果の普及を図りました。
- ・複数校の生徒が合同で人権について学習したり、各学校の人権学習で学んだことを発表し、交流したりする機会を創出しました。
- ・人権問題に関する教職員意識調査の分析結果をとりまとめた報告書を作成しました。

③ 人権擁護の推進

- ・人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上に取り組みました。
- ・インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリング事業を実施しました。また、SNSで、ネット利用者に直接働きかけるターゲティング広告を実施し、差別的な書き込みの未然防止に向けた取組を実施しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の達成状況と評価

KPIの項目				関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数				①	
—	40,400人	95.9%	41,800人	46,000人	b
39,312人	38,754人		—	—	
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合				②	
二	89.5%	104.0%	92.1%	100%	a
86.9%	93.1%		—	—	
人権に係る相談体制の充実に向けた取組				③	
—	相談体制の充実 に向けた検討	達成	相談体制の 充実	相談体制の 充実	a
相談体制の確保	相談体制の構築		—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

- ・令和5年度以降に残された課題と対応

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、啓発ポスターの作成やテレビ・ラジオでのスポット放送を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、被差別当事者等による講演会、絵本の読み聞かせなどの「感性に訴える啓発」等、効果的な手法や開催方法を工夫し、人権啓発の推進に取り組みます。
- ・学習会や講演会等に一度も参加したことのない方に参加してもらえるよう、講演会のオンライン開催や社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するとともに、地域の学習会に講師を派遣します。
- ・国や市町、さまざまな主体と連携・協働し、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、人権が尊重される社会づくりに主体的に取り組んでいけるよう、人権啓発の取組を一層推進していきます。

② 人権教育の推進

- ・人権教育の取組を通じて、多くの子どもたちが人権を守るための行動をしたいと考えるようになった一方で、人権問題によって学習の実施状況に差がみられることから、効果的な学習方法等を紹介する資料を作成します。
- ・人権問題を解決するための手段に関する考え方など、「人権問題に関する教職員意識調査」か

ら明らかになった課題をとらえ、教職員研修の充実を図ります。

- ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(以下「条例」)をふまえ、学校における人権教育を一層推進するため、三重県人権教育基本方針を改定します。

③ 人権擁護の推進

- ・人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員等を対象とした研修等を実施し、資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを充実し、相談窓口相互の連携を強化します。また、条例をふまえ、県の相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組みます。
- ・条例で新たに規定された基本理念や人権問題をめぐる状況の変化をふまえ、人権施策基本方針および行動プランを改定します。
- ・SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されることから、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。また、差別的な書込みの未然防止のための啓発動画を新たに作成し、テレビCM等により幅広く周知・啓発します。

(参考)施策にかけたコスト

(単位:百万円)

	令和4年度
予算額等	1,115
概算人件費	694
(配置人員)	(78人)

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>各県立文化施設において、魅力的な展覧会や公演、講座を開催したことにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民の皆さんの文化活動が回復しつつあり、文化にふれ親しむ環境や学習機会の提供が進んでいます。</p> <p>一方で、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造、文化を生かした地域の活性化につながる取組については、一層推進する必要があります。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和4年度の主な取組

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・県総合博物館では、三重のクジラやイルカなど豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展を開催するとともに、県立美術館では開館40周年を記念し、本県ゆかりの画家を紹介する展覧会を実施しました。特に、県立美術館で実施した企画展「開館40周年記念 いわさきちひろ展」では、入館者数が2万4千人を超え、近年開催の企画展では最も多くの来館がありました。さらに、齋宮歴史博物館では在原業平をとりあげた特別展や齋宮・齋王を多言語で紹介する動画を制作し、齋宮の魅力を発信するなど、各県立文化施設において、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による文化活動の停滞や人口減少・少子高齢化等による文化を担い継承する人材の不足など、文化を取り巻く環境の変化や国の動きふまえ、三重の特性に応じた文化振興施策を一層推進するため、「三重県文化振興条例(仮称)」の制定に向けた取組を進めました。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・国・県指定等の文化財が適切に保存・継承されるよう、歴史的・文化的に重要な文化財を県指定文化財として新たに2件指定し、所有者等に財政的・技術的支援を行うとともに、ユネスコ無形文化遺産1件、国指定文化財2件の登録・指定にかかる指導、助言を行いました。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について、関係市町と連携して、計画的な維持補修や魅力発信に向けた取組を進めました。
- ・市町が作成する文化財保存活用地域計画について、検討が円滑に進むよう、関係市町が行う情報発信への助言や、国・県・市町による協議を積極的に進めました。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

・県生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちに、アーティストや専門機関と協働して、すぐれた文化を体験できる事業を実施(63校 2,264人)しました。また、地域において生涯学習分野で活躍する方々を支援するための研修会を開催しました。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

・市町の社会教育委員や担当者の資質向上と連携強化を目的とした研修会を実施するとともに、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動コーディネーターの養成を行うなど、地域における社会教育推進の中心的な役割を担う人材の育成に取り組みました。公民館等の社会教育施設において、多様なニーズに応じた学習機会や、地域課題の解決に向けたスキル向上を図る機会を提供するため、公民館職員等を対象とした地域力活性化促進交流会を開催しました。

・鈴鹿青少年センターについては、PFI 事業者において施設改修に向けた設計を実施するとともに、PFI事業者の経営状況や事業実施状況を丁寧に把握して、円滑な事業進捗に努めました。また、熊野少年自然の家については、指定管理者選定委員会を設置し、令和5年度以降の指定管理者を選定しました。

2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPIの項目				関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度				①③④	
—	72.6%	104.0%	73.6%	76.6%	a
71.6%	75.5%		—	—	
県立文化施設の利用者数				①③	
—	84万人	116.9%	100万人	140万人	a
70.5万人	98.2万人		—	—	
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数				②	
—	72件	109.7%	77件	92件	a
67件	79件		—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

・県民の皆さんの文化に対する気運の醸成を一層図るため、文化にふれ親しむ環境の充実が求められるとともに、歴史・文化資源の価値を一層高め、活用することで、観光振興や地域の活性化につなげていく必要があることから、多彩で魅力的な展覧会や公演等を開催するとともに、斎宮を核とした文化体験ルートを設定し、文化にふれ親しみ、理解を深める機会を創出していきます。

・本県の文化の振興に関し、その基本理念や基本的な施策等を定めた「三重県文化振興条例(仮

称)」とあわせて、文化にふれ親しみ創造する環境づくりや人材の育成などについて、具体的な施策の展開を示した「三重県文化振興計画(仮称)」の策定に取り組み、文化施策を総合的・計画的に推進していきます。

② 文化財の保存・活用・継承

・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、本県の基本方針を示した「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、文化財所有者への支援や市町への指導助言、市町による文化財保存活用地域計画の作成への支援を積極的に行います。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録候補をはじめとした歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、指定・登録等の措置を講じるとともに、講演会やパネル展・SNS等を通じた文化財の魅力発信に取り組みます。

・無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成・発信を行い、地域の文化財の魅力を広く伝えるとともに、子どもたちによる体験取材の機会の創出などに取り組み、未来の担い手育成につなげます。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

・「人生 100 年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎える中、県民の皆さんが生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが求められていることから、さまざまなライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座や学んだ成果を発表できる場の提供、学習情報の発信などにより、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりに取り組んでいきます。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

・社会教育の推進と地域の教育力向上を図るため、社会教育関係団体等の多様な主体のネットワークを強化するとともに、社会教育関係者の研修・交流の場を設けます。公民館等の社会教育施設が地域課題の解決に資する場となるよう、地域活性化講習会を開催します。

・鈴鹿青少年センターについては、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できる施設として管理・運営していくため、令和6年3月末まで休館し、PFI 事業者による施設改修を行います。熊野少年自然の家については、より魅力ある施設として管理・運営していくため、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを開催します。

(参考)施策にかけたコスト

(単位:百万円)

	令和4年度
予算額等	2,817
概算人件費	1,210
(配置人員)	(136人)

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	企業や団体等の参加を得て子どもたちに体験機会を提供したほか、子どもの居場所数が増えるなど、めざす姿の実現に向けた取組が着実に進んでいます。また、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、ヤングケアラーの実態調査、ひとり親家庭向けの学習支援、発達障がいに関する連続講座の開催などに取り組んだ結果、地域における支援体制の構築が進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和4年度の主な取組

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向け、子どもたちの学びや体験の機会を提供するため、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動として、同ネットワークの会員企業において「子どもの会社見学(出前講座を含む)」を実施しました。
- ・子ども・子育て支援団体の活動の様子や、どのような支援(企業のCSR活動等)を求めているのか、子どもをサポートする活動を行っている団体等をゲストスピーカーとして、支援現場の声を聞く「オンライン座談会」を計4回実施しました。(9/30、10/21、11/27、12/19)
- ・3年ぶりに「子ども応援！わくわくフェスタ」を開催し、約5,000人の方に来場いただきました。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・男性の育児・家事の事例を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」では、1,581件の応募総数から25作品を表彰し、受賞作品を用いた写真展を開催するなど、男性の育児参画に関する普及啓発を行いました。
- ・男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めるため、若手社員、管理職、経営者の階層別で啓発セミナーを計3回開催するとともに、男性の育児参画を推進する企業の課題の解決に向けて、社会保険労務士等を計5社に派遣し、企業の取組を支援しました。
- ・子どもを持つ親同士が、子育てについての悩みや思いについて語り合うワークショップ「みえの親スマイルワーク」を計14回開催し、子育て中の保護者同士がつながりを深める機会の提供に取り組みました。
- ・保護者の負担感・不安感の軽減を図るため、県内で家庭教育の分野で活動している方により、専門分野についてコラム形式で執筆してもらい、県ホームページに掲載する家庭教育応援WEB講座を計28講座新たに更新しました。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの居場所づくり団体の行う多様な活動について、「三重県子ども食堂等支援事業補助金」(16団体、3,058千円)や新たに創設した「三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金」(12団体、2,130千円)により支援を行うとともに、子どもの居場所づくり団体向けにアドバイザー派遣や勉強会開催、インターンシップ研修を行いました。
- ・物価高騰の影響を受けた低所得のひとり親世帯を対象に、1世帯あたり2万円分の電子マネーまたはギフト券を給付(11,401世帯が受領)しました。
- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知や利用を向上するため、スマートフォン等で24時間アクセスでき、情報にたどり着きやすくする『ひとり親等相談AIチャットボット』システムを構築しました。
- ・ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対し、就学資金として39件、就学支度として28件、新規の貸付を行いました。
- ・ひとり親家庭の子どもの学習を実施する市町へ補助(8市町)するとともに、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭の中高生(15名)に対して、学習支援等に取り組みました。
- ・県内のヤングケアラーの実情を把握し、今後の支援や施策に活かすことを目的に、実態調査等を行いました。また、ヤングケアラーに気づく体制を構築するため、関係機関等の職員を対象に研修会を実施しました。さらに、関係機関と支援団体等とのパイプ役となり、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげられるよう、コーディネーターを配置しました。
- ・県立高校の授業料に充てる就学支援金について、27,768人に対して受給資格を認定するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金を3,187人に支給しました。また、経済的理由により修学が困難な生徒294人に対して修学奨学金の貸与を行いました。奨学給付金については、家計が急変した世帯についても支援対象とするとともに、新入生に対する一部早期給付を行いました。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等(25法人)に対する助成や就学支援金(10,398人)および奨学給付金(1,181人)の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化するため、県立子ども心身発達医療センターにおいて小児科医等を対象とした連続講座を開催しました。また、途切れのない発達支援体制の構築のため、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を推進しました。

2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価					
KPIの項目					関連する基本事業
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)					①
—	163 企業・団体	370%	173 企業・団体	200 企業・団体	a
153 企業・団体	190 企業・団体		—	—	
子どもの居場所数					③
—	90 か所	150%	105 か所	150 か所	a
78 か所	135 か所		—	—	

地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)				④	
—	177人	202%	227人	377人	a
127人	228人		—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・引き続き、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業や子ども・子育て支援団体と連携しながら、子どもの学びや体験の機会の創出など、子どもの育ちを支援します。
- ・三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等について、小・中・高校生や保護者、県民を対象にアンケート調査を実施し、「みえの子ども白書」として取りまとめて公表するとともに、今後の子ども施策の推進に活用します。
- ・県内市町が、地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らし、これまで以上に子どもの育ちや子育て家庭への支援に取り組んでいただけるよう、市町の妊娠・出産・子育て等支援事業に対して補助することにより、より良い子ども・子育て環境づくりを推進します。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・男性の育児休業取得率が依然として低いため、引き続き希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりに取り組むとともに、「ワンオペ育児」などの課題解消に向け、男性の育児参画の重要性を啓発するとともに、男性の育児・家事に関するノウハウの習得を支援します。
- ・地域の企業が子育て家庭を応援する特典を提供する「子育て応援クーポン」の更なる活用を促すため、クーポンをアプリ化します。
- ・各地域において、より多くの保護者が「みえの親スマイルワーク」に参加できるよう、市町の子育て支援センター職員等を対象に、スマイルワークの進行を担えるファシリテーターを養成します。
- ・家庭教育の充実に向けた取組方策を示す「みえ家庭教育応援プラン」について、子どもや子育て家庭を取り巻く環境変化等をふまえて改定します。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・「子どもの居場所」の活動を持続可能なものとするため、子どもの居場所づくり団体の行う多様な活動について支援するとともに、子どもの居場所づくり団体向けのアドバイザー派遣や勉強会の開催、インターンシップ研修について、内容の拡大を図ります。
- ・新たに学校給食のない期間中に子ども食堂を開設する飲食店を掘り起こし、既存の子どもの居場所や市町・社協・学校等の関係機関とのネットワークを構築するモデル事業を実施します。好事例の情報共有により、更なる子どもの居場所拡大を図ります。
- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知や利用を向上するため、『ひとり親等相談AIチャットボット』システムにかかる広報を強化します。
- ・ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対して、就学資金、就学支度金の貸付を行います。
- ・ひとり親家庭の子どもの学習を実施する市町へ補助するとともに、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭の中高生に対して、学習支援等に取り組みます。
- ・ヤングケアラーへの支援体制をさらに強化するため、実態調査の結果もふまえながら、関係機関等の職員を対象とした研修や、ヤングケアラー・コーディネーターを配置します。また、新たにコーディネーターによる出前講座を実施するとともに、ヤングケアラー等がいる家庭の家事・育児等支援を実施する市町への補助を行います。
- ・高校教育に係る経済的負担の軽減を図る必要があるため、引き続き、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与等を行います。奨学給付金については引き続き家計急変世帯も支援対象にするとともに、就学支援金については収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象に加え、家計急変世帯へのさらなる支援に取り組みます。
- ・小中学校における就学援助費の「新入学学用品費等」については、令和5年度分は28市町で

入学前支給が取り組まれており、今後全ての市町で取り組まれるよう、市町へ働きかけを行います。

- ・家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成、就学支援金および奨学給付金の支給等により、引き続き保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターにおける途切れのない発達支援体制の構築のため、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組めます。また、発達障がいの初診待機を解消し、早期発見・支援につなげるため、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図ります。加えて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。

(参考)施策にかけたコスト

(単位:百万円)

	令和4年度
予算額等	15,334
概算人件費	1,673
(配置人員)	(188人)

施策 15-2 幼児教育・保育の充実

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	<p>保育士をめざす学生への修学資金貸付の対象拡充や、保育士の資質向上および処遇改善を目的としたキャリアアップ研修などに取り組んだ結果、研修修了者数が目標を上回るなど、幼児教育・保育の質向上に向けた取組が進みました。</p> <p>一方、保育士の確保や離職防止に向けた就労相談や、管理者・経営者を対象としたマネジメント研修に取り組んだものの、待機児童発生 の 主 要 因 である保育士の不足は続いており、保育所等の待機児童の解消には至らず、課題が残っています。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和4年度の主な取組

① 幼児教育・保育サービスの充実

- 待機児童の解消に向けて、保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る市町を支援(14市町、115施設)しました。また、保育士をめざす学生への修学資金貸付の対象を30人から50人に拡充して、貸付(新規49人、継続27人)を行うとともに、保育補助者として保育現場で働きながら保育士をめざす取組を支援しました。
- 保育士の資質向上および処遇改善を目的としたキャリアアップ研修について、受講の機会や定員を増やし、オンラインで実施(修了者3,163人)しました。また、「保育所・保育士支援センター」による就労相談(598件)や新任保育士の就業継続支援研修(2会場、180人受講)、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修(2回(オンライン))を実施したほか、Webサイト「みえのほいく」による情報発信を行いました。
- 令和3年度に県内で働く保育士の数や保育士養成施設の卒業生が減少に転じたことから、その状況を把握し、有効な対策を検討するため、現役保育士や保育士養成施設の学生を対象にアンケート調査を実施しました。
- 送迎バスでの園児死亡事故を受けて、改めて児童の安全管理を徹底するため、緊急点検を実施するとともに、事故防止に向けて、児童の安全を第一とする安全管理研修を実施しました。
- 市町による地域の子育て支援を充実させるため、病児保育事業の運営の支援(11市町)や地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員」を養成する研修(72人受講)を実施しました。
- 個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園は、61園のうち39園となっています。
- コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた私立幼稚園及び認可外保育施設や、その保護者の負担軽減のために、給食費、電気・ガス料金、送迎バス燃料費の価格上昇分の一部を補助しました。

・県内すべての幼稚園や保育所、認定こども園における教育・保育の質向上のため、三重県幼児教育センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置し、各市町等からの要請に応じて、市町の幼児教育計画の検討会や市町・園内研修会等において助言・支援を行いました。また、県主催の保育士等を対象にした研修について、目的に応じて保育者自身が研修を選択できるよう、保育者のライフステージと資質能力ごとに整理、見える化しました。さらに、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立に向けて、生活習慣チェックシートの活用を促進し、令和4年度は幼稚園、保育所、認定こども園の92.0%で活用されました。

② 放課後児童対策の推進

・放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員の処遇改善への支援を行いました。また、放課後児童支援員確保のための認定資格研修を拡充して実施(修了者288人)するとともに、資質向上に向けた研修を実施(修了者225人)しました。

・地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験活動等を行う放課後子ども教室を設置する市町に対して支援しました。(17市町)

2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPI の項目					関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価	
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値		
保育所等の待機児童数					①	
—	0人		0人	0人		
64人	6月上旬確定		—	—		
県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)					①	
—	9,500人		11,000人	14,000人		
8,221人	11,384人	247.3%	—	—	a	
放課後児童クラブの待機児童数					②	
—	0人		0人	0人		
28人	52人	0%	—	—	d	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① 幼児教育・保育サービスの充実

・待機児童を解消するためには保育士の確保が喫緊の課題であることから、保育士修学資金の対象を50人から100人に拡充するとともに、保育士の加配にかかる補助金の一部拡充を図ります。

・保育の質の向上と保育士の処遇改善のため、オンラインを活用してキャリアアップ研修を実施します。また、保育補助者の活用やICTの導入など、保育所等の職場環境の改善を支援するとともに、現役保育士や保育士を養成する大学の学生へのアンケート調査結果をふまえ、保育の仕事の魅力について広く発信します。

・幼児教育・保育施設の児童の安全管理を徹底するため、必要な機器等の整備や危機管理マニュアル作成への支援、児童の安全管理に係る研修を行います。

- ・市町による地域の子育て支援を推進するため、支援を担う専門人材を育成する「子育て支援研修」を実施します。また、病児保育に限られた資源を有効に活用するため、広域化の検討を進めるとともに、医療的ケア児や障がい児、家庭環境に配慮が必要な子どもの保育を支援するため、保育環境の整備や保育士の加配、保育支援者等の配置に取り組む市町を支援します。
- ・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人を引き続き支援していきます。なお、今後も認定こども園等への移行を希望する園があれば、支援を行っていきます。
- ・県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、県内の取組や成果をまとめ、保育者の研修に活用できるよう情報提供を行うとともに、小学校教育への円滑な接続を図るため、各施設等における取組への指導・支援を行うアドバイザーを派遣します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。

② 放課後児童対策の推進

- ・放課後児童クラブの待機児童解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる環境づくりのため、クラブの整備や運営、放課後児童支援員の処遇改善への支援や研修などに取り組むとともに、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の補助を行います。
- ・多くの地域住民の参画を得ることにより、児童が多様な学習や体験活動等を行えるよう、引き続き、放課後子ども教室を設置する市町を支援していきます。

(参考)施策にかけたコスト

(単位:百万円)

	令和4年度
予算額等	11,642
概算人件費	80
(配置人員)	(9人)

報告1

令和5年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和5年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年5月16日提出

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長



令和5年度第1回三重県教科用図書選定審議会の概要について

1 日時

令和5年4月27日(木) 14:00~15:20

2 場所

三重県庁 教育委員室

3 会長・副会長の選出

会長…伊藤 信成 委員(三重大学教育学部長)

副会長…羽山 哉美 委員(鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校長)

4 諮問

県教育委員会から三重県教科用図書選定審議会に対して、令和6年度から小学校で使用する教科用図書の採択について諮問【資料1】

- ・教科用図書採択地区協議会規約例
- ・令和6年度使用小学校用教科書の採択基準
- ・三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・令和6年度使用小学校用教科書選定に関する参考資料

5 事務局からの説明

(1) 教科用図書採択制度と教科用図書選定審議会について

- ・教科書が使用されるまでの基本的な流れと教科書採択の仕組みの概要
- ・本年度は、令和6年度から小学校で使用する教科用図書の採択の年であり、県教育委員会は、本審議会での審議を踏まえ、市町教育委員会及び国立・私立学校長の行う教科用図書の採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うこと
- ・三重県教科書センターで、6月14日から7月31日までの期間のうち14日間、教科書展示会を開催する予定であること

6 審議

(1) 教科用図書採択地区協議会規約例(案)について

(2) 教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準(案)について

(3) 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目(案)について

(4) 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任について

※調査員は、採択事務が終了する8月31日までは非公開

<事務局からの説明の概要>

- ・教科書採択における公正確保を徹底する必要があること
- ・審議(1)各地区が採択地区協議会を開催する際に必要となる「採択協議会規約」を、例として県が示すこと
- ・審議(2)各地区において採択を行う際の基準となる採択基準を県が示すこと

- ・ 審議(3) 調査員が調査を実施する際の項目を県が示すこと。調査実施項目等は、令和4年度に、本審議会でもとめられた「令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目の方向性」をもとに改訂したこと

<審議の概要>

【質問】 審議(2)について、国の通知では「小学校英語の教科書採択については、デジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができる」とあるが、すべての教科でデジタルコンテンツの内容を調査する必要があるか。

(回答) 調査・検討の対象は紙の教科書が基本である。令和2年度に行った採択と同様に、各教科書のデジタルコンテンツの数は調査する予定であるが、内容の調査までは求めない。

小学校英語については、文部科学省から各発行者のデジタル教科書の一部が見本として送付される予定であり、その見本は調査対象である。

【質問】 審議(2)「従前の採択教科書を適正に評価し、採択地区内の小学校教育の実情を十分に勘案する」とは、どのように考えればよいか。

(回答) 教科書採択については、各採択地区における、これまでの採択や使用状況を考慮しながら、それぞれの地区において実施するものである。

【意見】 審議(3)「他の教科等との関連～」という表現について、STEAM教育など、教科横断を進めるため、もう少し踏み込んだ表現にすることはできないか。

(協議) 教科横断の授業推進は、教科書採択後に実施することであり、教科書採択の段階においては、本記述で十分であると考えます。

○審議の結果、審議(1)～(4)について、原案通りと決定された。【資料2～4】

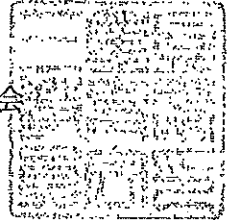
7 その他

令和5年6月15日に、第2回教科用図書選定審議会を開催する。

教委第05-4号
令和5年4月27日

三重県教科用図書選定審議会 御中

三重県教育委員会



次の事項について、理由を添えて諮問します。

令和6年度から小学校で使用する教科用図書の採択について

(理由)

県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図ることを目的として、市町の教育委員会及び義務教育諸学校（公立を除く）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言、援助等を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び同法施行令第8条の規定に基づき、下記事項についての調査審議を依頼するものである。

記

- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 令和6年度使用小学校用教科書の採択基準
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 令和6年度使用小学校用教科書選定に関する参考資料

※ 関係法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条第1項
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条

審議 (1)

教科用図書採択地区協議会規約例 (案)

〇〇採択地区協議会規約

第一章 総則

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、〇〇採択地区内の市町等（市町等の学校組合を含む。）立の小学校及び中学校等において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、〇〇採択地区協議会という。

（協議会を設ける市（町等）の教育委員会）

第3条 協議会は、次に掲げる市（町等）の教育委員会（以下「関係市（町等）教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 甲市（町等）教育委員会
- 二 乙市（町等）教育委員会
- 三 丙市（町等）教育委員会

第二章 組織

(組織)

第4条 協議会は、委員〇人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市（町等）教育委員会の教育長
- 二 関係市（町等）教育委員会がそれぞれ指名する関係市（町等）教育委員会の委員
それぞれ1名
- 三 関係市（町等）教育委員会の教科用図書採択事務担当課長
- 四 教育に関し見識を有する者、保護者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、関係市（町等）教育委員会が協議して定めた市（町等）の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理することを原則とする。

第三章 会議

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員〇人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市(町等)教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び三重県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市(町等)教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第四章 調査員

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調

査員を置くことができる。

- 2 調査員は、協議会が種目ごとに○人委嘱する。
- 3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 より幅広い視点からの意見を反映させ、調査研究の充実を図るため、調査員の中に保護者等を充てる。

第五章 議事録及び資料の公表

第14条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市（町等）教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第15条 協議会に要する費用は、各関係市（町等）の協議により決定した額について、関係市（町等）が負担する。

附則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。

[備 考]

採択地区協議会規約運用方針

- 1 第5条、第13条関係
 - ・協議会の委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接利害関係を有しない者とする。
- 2 第4条、第5条関係
 - ・各市町等教育委員会が任命する協議会の委員の数は、市町等の実情に応じて原則として各2～4名程度とすること。
 - ・教育に関し見識を有する者、保護者は、市町等教育委員会がそれぞれ任命すること。保護者は、2名以上とすること。
- 3 第13条関係
 - ・調査員の数は、種目ごとに、教科用図書の発行種類数を考慮して6名以内とし、簡素な組織とすること。
 - ・調査員は、各教科に専門的見識を有し、かつ、地域において指導的立場にある者とし、関係市町等教育委員会教育長から候補者の推薦を受け、協議会が委嘱する。

審議 (2)

教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準 (案)

令和 6 年度小学校において使用する教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書採択協議会は原則公開とするなど、開かれた採択に努めること。
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者等の声を参考にすること。
- 3 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- 4 小学校学習指導要領 (平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 63 号) の趣旨を踏まえること。
- 5 従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価するとともに、当該採択地区内の小学校教育の実情を十分勘案すること。
- 6 県教育委員会が作成する「令和 6 年度使用小学校教科書選定に関する参考資料」を活用すること。
- 7 採択事務の遂行に当たっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。
- 8 採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。

三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目（案）

- 1 学習指導要領に定める教科の目標を達成するための工夫
 - （1）各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、問題を見いだして解決策を考える学習など、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫
 - （2）言語能力や論理的思考力の育成を図るための工夫
 - （3）情報活用能力の育成に向け、ICTを活用した学習活動の充実を図るための工夫
 - （4）学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりするための工夫
 - （5）各教科の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携した学習を実施するための工夫
 - （6）児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促すための工夫
 - （7）他の教科等との関連を図った学習活動を充実するための工夫

- 2 使用上の便宜
 - （1）内容別配当の分量
 - （2）教材・資料等の分量
 - （3）内容の配列及び造本上の特徴、特別な配慮を必要とする児童等への配慮、編集上の工夫等

- 3 その他
今日的課題への配慮や各種目において調査を必要とする事項等

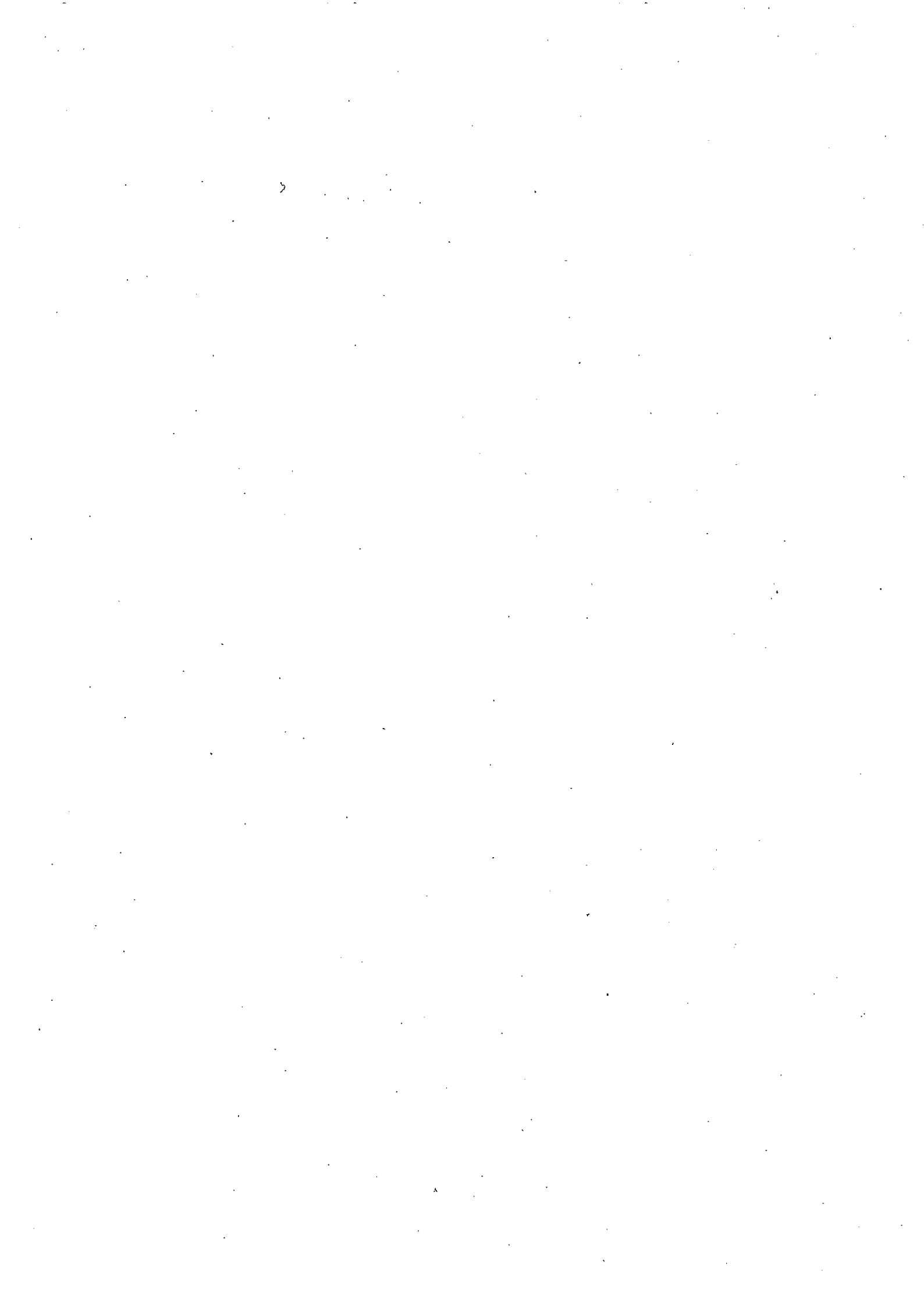
報告2

令和4年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について

令和4年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について、別紙のとおり報告する。

令和5年5月16日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長



令和4年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者一覧

<団体>

成績	競技種目	種別	学校名
優勝	テニス	女子団体	四日市商業
2位	テニス	男子団体	四日市工業
5位	ソフトテニス	男子団体	三重
5位	ハンドボール	男子団体	四日市工業
5位	空手道	男子団体組手(3人制)	尾鷲

<個人>

成績	競技種目	種別	氏名	学校名
優勝	体操競技	女子個人総合	岡村 真	暁
優勝	体操競技	女子段違い平行棒	岡村 真	暁
2位	体操競技	女子ゆか	岡村 真	暁
2位	ボクシング	女子ライト級	安達 星奈	久居
2位	ウエトリフティング	男子67kg級スナッチ	田島 佳	四日市中央工業
3位	体操競技	女子平均台	岡村 真	暁
3位	体操競技	女子跳馬	鈴木 望未	暁
3位	テニス	男子個人	本山 知苑	四日市工業
3位	テニス	女子個人	林 妃鞠	四日市商業
3位	ボクシング	女子バンタム級	山川 咲舞	明野
5位	体操競技	男子つり輪	西村 尚純	暁
5位	レスリング	男子55kg級	尾浦 悠斗	いなべ総合学園
5位	レスリング	男子65kg級	小塚 彪	いなべ総合学園
5位	ウエトリフティング	女子49kg級スナッチ	伊阪 夏妃	鈴鹿
6位	体操競技	男子個人総合	西村 尚純	暁
6位	ウエトリフティング	女子49kg級トータル	伊阪 夏妃	鈴鹿
6位	ウエトリフティング	女子49kg級クリーン&ジャーク	伊阪 夏妃	鈴鹿
7位	体操競技	男子平行棒	西村 尚純	暁
7位	体操競技	女子跳馬	岡村 真	暁
7位	体操競技	女子個人総合	鈴木 望未	暁
7位	ウエトリフティング	男子73kg級トータル	池田 和心	亀山
7位	ウエトリフティング	女子45kg級クリーン&ジャーク	野間 若菜	四日市南
8位	ウエトリフティング	男子55kg級スナッチ	山口 祐太	四日市工業
8位	ウエトリフティング	男子73kg級クリーン&ジャーク	池田 和心	亀山
8位	体操競技	男子ゆか	前田 竜輝	暁
8位	体操競技	男子つり輪	前田 竜輝	暁
8位	体操競技	男子鉄棒	前田 竜輝	暁
8位	体操競技	女子平均台	鈴木 望未	暁
8位	体操競技	女子跳馬	岡田 亜実	暁
8位	自転車競技	女子ポイントレース	平尾 香乃	三重

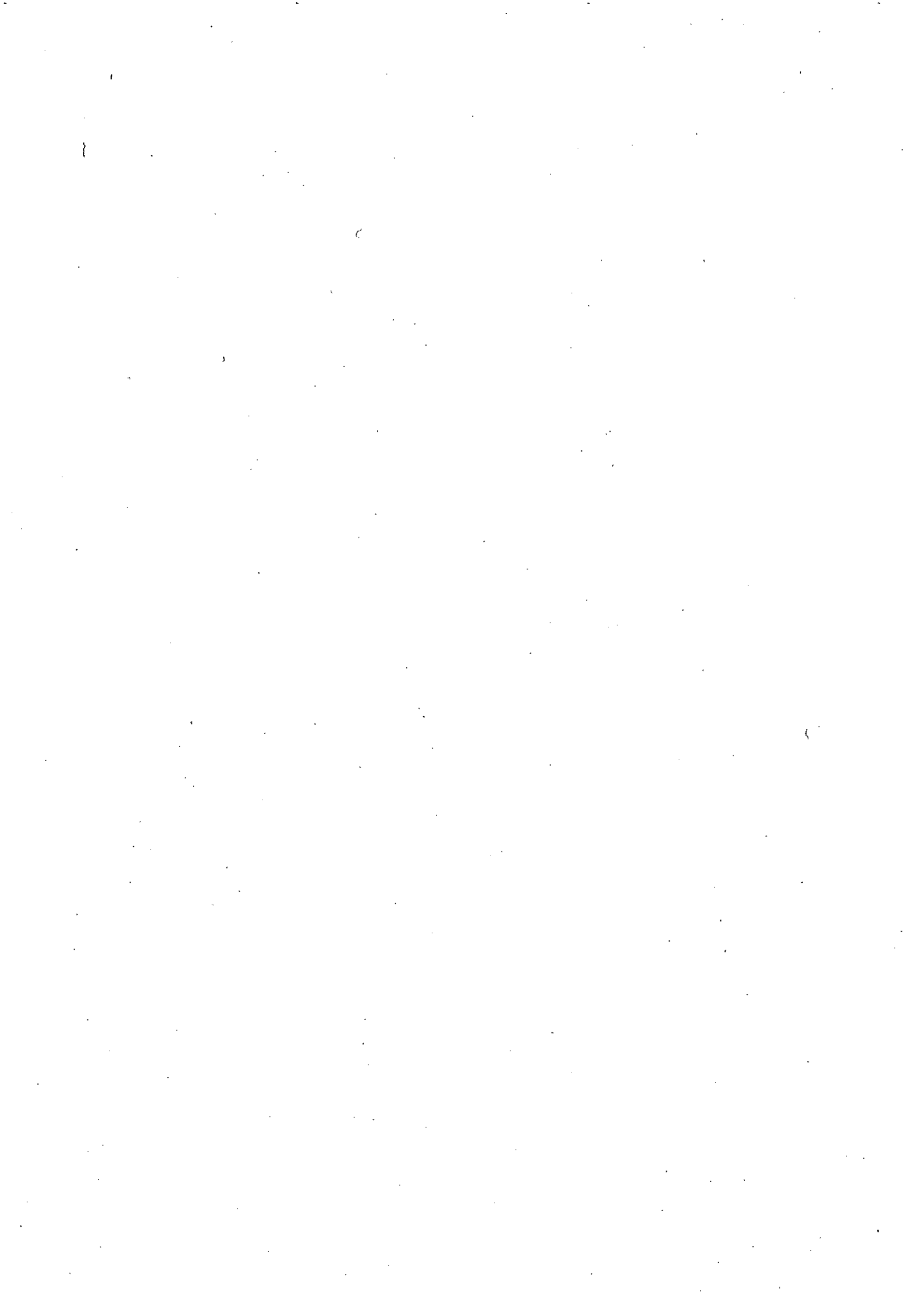
報告3

令和5年度第73回三重県高等学校総合体育大会について

令和5年度第73回三重県高等学校総合体育大会について、別紙のとおり報告する。

令和5年5月16日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長



令和5年度第73回三重県高等学校総合体育大会実施要項

- 1 主 催 三重県教育委員会、三重県高等学校体育連盟、三重県関係競技団体
- 2 主 管 三重県高等学校体育連盟当該専門部
- 3 後 援 公益財団法人三重県スポーツ協会
- 4 開催期日 令和5年5月26日(金)～5月28日(日)
(ただし、一部種目は別日程にて開催。種目別競技日程一覧 参照)
- 5 開催場所 県内各地(種目別競技日程一覧 参照)
- 6 参加資格 三重県高等学校体育連盟に加盟している三重県内の高等学校の生徒及び別途参加を認めた生徒とする。
- 7 準備委員会 県高体連本部役員、県高体連各競技専門部
- 8 本 部 県立稲生高等学校内 高体連事務局 TEL: 059-380-2500
FAX: 059-380-2501
- 9 記録報告 各専門部から本部に報告
- 10 採点方法 ①総合得点により、総合成績を決定する。
②同点の場合は1位の数によって決定する。
③種目別得点
*全種目において参加点(地区予選含む)1点を与える。
*1位(11点)2位(9点)3位(7点)4位(6点)5位(5点)6位(4点)
7位(3点)8位(2点)参加点1点(地区予選を含む)
*3・4位及び5・6・7・8位を決定しない場合は、それぞれの合計得点を等分する。
*冬季競技種目の得点については前年度の種目順位別得点とする。
*参加校が1校の場合の得点は参加点(1点)のみとする。
- 11 表 彰 総合成績全日制男女別、定通制男女別に総合優勝校に持ち回り優勝旗、優勝杯、優勝盾を授与し、全日制では6位まで、定通制では3位までに県教育委員会及び高体連から賞状と高体連から盾を授与する。
【期 日】令和5年7月11日(火)
【場 所】三重県総合文化センター 多目的ホール

令和5年度第73回三重県高等学校総合体育大会種目別競技日程一覧(全日制)

(R5.5.11 現在)

種目名	開催期日	会場	備考
1 陸上競技	5月26日(金)、27日(土)、28日(日)	三重交通Gスポーツの杜 伊勢 陸上競技場	雨天決行
2 水泳	6月24日(土)、25日(日)	水球:6/25 競泳:6/24,25 飛込:6/24 三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 水泳場	〃
3 体操	5月13日(土)、21日(日)、27日(土)	新体操:5/13,21 四日市市中央第2体育館、高田高校 体操:5/27 サンアリーナ	〃
4 野球	4月15日(土)、18日(日)、22日(土)、23日(日)、29日(土)	四日市市、津市、松阪市、伊勢市 各野球場	春季大会を充てる
5 軟式野球	5月26日(金)	ドリームオーシャンスタジアム	雨天順延
6 テニス	4月15日(土)、16日(日)、29日(土)、30日(日)、5月3日(水)、4日(木)、26日(金)、27日(土)、28日(日)	個人戦:4/15,16,29,30,5/3,4 各地区テニスコート、四日市テニスセンター 団体戦:5/26,27,28 四日市テニスセンター	雨天決行
7 ソフトテニス	5月26日(金)、27日(土)、28日(日)	個人戦:5/26,27 三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 庭球場、伊勢市営庭球場 団体戦:5/28 三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 庭球場	雨天順延
8 卓球	4月22日(土)、23日(日)、29日(土)、5月3日(水)、4日(木)、27日(土)、28日(日)	個人戦:4/22,23,29,5/3,4 三重交通Gスポーツの杜 伊勢 他 団体戦:5/27,28 三重交通Gスポーツの杜 伊勢 体育館	雨天決行
9 サッカー	5月3日(水)、7日(日)、13日(土)、14日(日)、20日(土)、26日(金)、27日(土)、28日(日)	男子:5/3,7,13,20 県内各地 5/26,28 四日市市中央緑地陸上競技場、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿 女子:5/7,14,20 県内各地 5/26,27,28 三重交通Gスポーツの杜鈴鹿 他	〃
10 バレーボール	5月26日(金)、27日(土)、28日(日)	男子:5/26,27 久居農林高校 他 5/28 津市久居体育館 女子:5/26,27 安濃中央総合公園内体育館、津市久居体育館 他 5/28 津市久居体育館	〃
11 バasketボール	4月22日(土)、23日(日)、29日(土)、30日(日)、5月3日(水)、26日(金)、27日(土)、28日(日)	地区予選:4/22,23,29,30,5/3 各地区高校体育館 団体戦:5/26,27,28 AGF鈴鹿体育館、マツヤマSSKアリーナ、鳥羽市民体育館	〃
12 ソフトボール	5月27日(土)、28日(日)	男子:5/27 亀山市東野公園、熊野市山崎運動公園 くまのスタジアム 他 女子:5/27,28 熊野市山崎運動公園 くまのスタジアム 他	雨天順延
13 ハンドボール	5月26日(金)、27日(土)、28日(日)	四日市市総合体育館、四日市工業高校、四日市南高校	雨天決行
14 バドミントン	4月29日(土)、30日(日)、5月6日(金)、6日(土)、26日(金)、27日(土)、28日(日)	個人戦:4/29,30,5/6,6 サンアリーナ、三重交通Gスポーツの杜 伊勢 団体戦:5/26,27,28 サンアリーナ	〃
15 ラグビー	5月21日(日)、26日(金)、28日(日)	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿	〃
16 相撲	5月27日(土)	神宮相撲場	〃
17 柔道	5月27日(土)、28日(日)	名張市武道交流館いきいき	〃
18 剣道	5月26日(金)、27日(土)、28日(日)	亀山市西野公園体育館	〃
19 弓道	5月27日(土)、28日(日)	鈴鹿市武道館	〃
20 登山	5月27日(土)、28日(日)	三重郡菟野町:朝明渓谷、釈迦ヶ岳周辺登山道	雨天順延
21 ウエイトリフティング	5月27日(土)、28日(日)	石薬師高校	雨天決行
22 レスリング	5月26日(金)、27日(土)、28日(日)	いなべ総合学園高校	〃
23 自転車競技	4月22日(土)、5月13日(土)、27日(土)	ロード:5/13 いなべ市農業公園 トラック:4/22,5/27四日市競輪場	〃
24 ヨット	5月27日(土)、28日(日)	伊勢湾海洋スポーツセンター (津ヨットハーバー)	雨天順延
25 ボート	5月27日(土)、28日(日)	奥伊勢湖漕艇場	〃
26 フェンシング	5月27日(土)、28日(日)	鳥羽高校	雨天決行
27 ホッケー			実施無し
28 ボクシング	5月26日(金)、27日(土)、28日(日)	久居農林高校	〃
29 空手道	5月26日(金)、27日(土)、28日(日)	ヤマモリ体育館	〃
30 なぎなた	5月21日(日)	稲生高校	〃
31 アーチェリー	5月27日(土)	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿	〃
32 カヌー	5月27日(土)	伊坂ダム	〃
33 スキー	R6.1月7日(日)、8日(月)	岐阜県ほおのき平スキー場	〃
34 ボウリング	5月28日(日)	オレンジボウル イオンモール桑名店	〃
35 ゴルフ	5月29日(月)、5月30日(火)	白山ヴィレッジゴルフコース	〃
36 ライフル射撃	5月27日(土)	県営ライフル射撃場	〃
37 馬術	5月28日(日)	高田学苑 馬術競技場	〃

令和5年度第73回三重県高等学校総合体育大会種目別競技日程一覧(定通制)

種目名	開催期日	会場	備考
1 陸上競技	6月4日(日)	四日市市中央陸上競技場	雨天決行
2 軟式野球			実施無し
3 ソフトテニス	5月14日(日)	みえ夢学園高校	雨天順延
4 卓球	5月28日(日)	三重交通Gスポーツの杜 伊勢 体育館	雨天決行
5 サッカー			実施無し
6 バレーボール	6月4日(日)	桑名工業高校	〃
7 バasketボール	6月4日(日)	みえ夢学園高校	〃
8 バドミントン	5月27日(土)	北星高校	〃
9 柔道	5月27日(土)	名張市武道交流館いきいき	〃

報告4

支払督促に係る訴えの提起の専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和5年三重県議会定例会6月定例会へ報告するので、報告する。

令和5年5月16日提出

三重県教育委員会事務局
教育財務課長



報告第 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日

三重県知事 一見勝之

訴えの提起（和解を含む。）について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）を行った。

区分	住所	氏名	専決年月日
教育委員会	松阪市西黒部町1849番地	中辻成香 (連帯保証人) 中辻知宏	令和5年2月14日

支払督促に係る訴えの提起の専決処分について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

1 経緯

三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者らに対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

当該対象者らは、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、令和4年10月に知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、令和5年2月14日に民事訴訟法に基づく支払督促申立手続^{*}を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

その結果、令和5年2月25日に、相手方（2名）から分納を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

(※) 支払督促申立手続について

簡易裁判所書記官が債権者に代わって督促を行うための手続であり、地方自治法の議決を要する訴えの提起には該当しませんが、期限内に相手方から異議申立てがあった場合には、民事訴訟法の規定に基づき、申立時に遡って債権者が訴えを提起したとみなされます。【参考資料2】

2 今回異議申立てがあった者に係る滞納金額等について

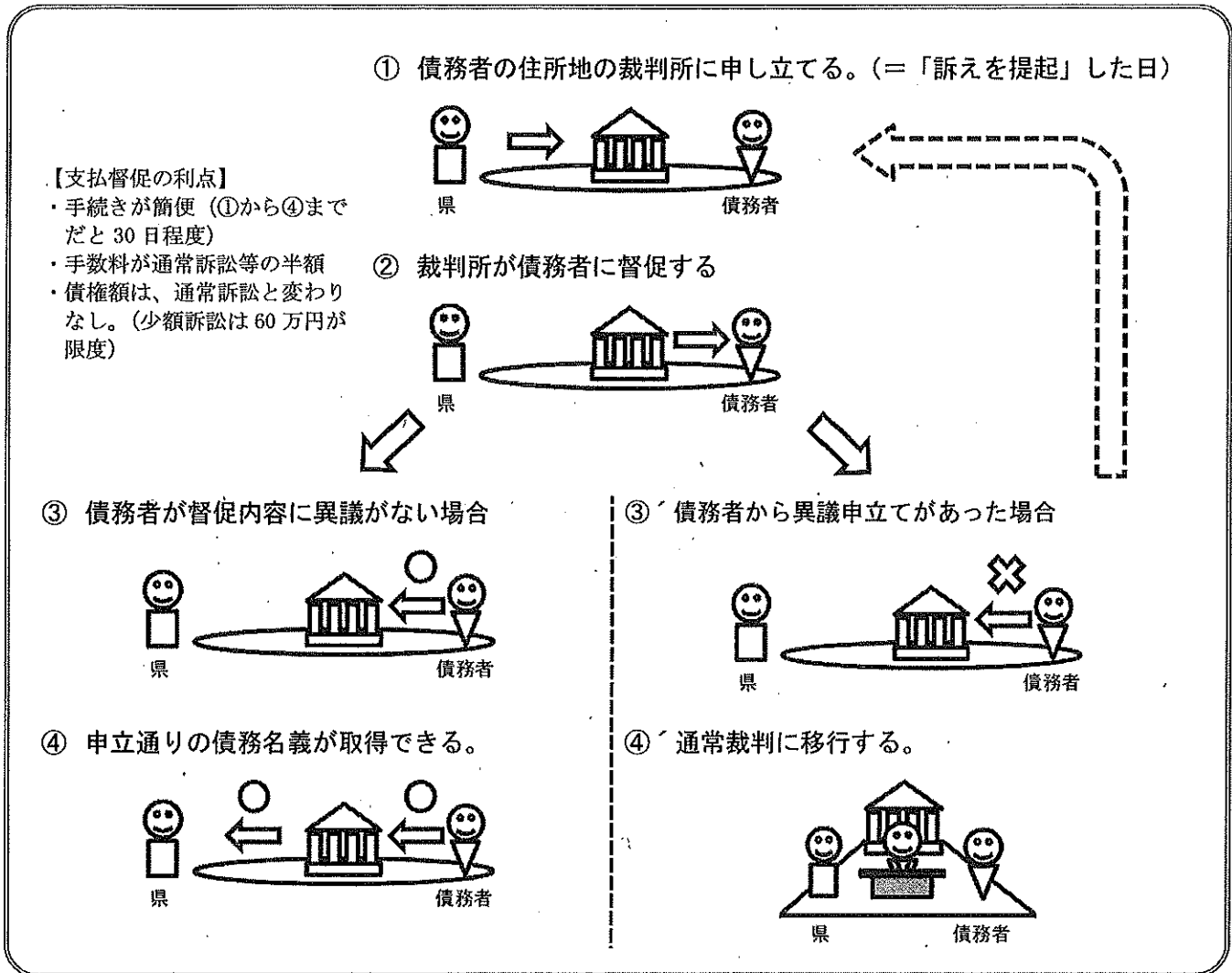
氏名	貸与期間	滞納金額
中辻 成香 (連帯保証人) 中辻 知宏	平成22年4月～平成25年3月	771,300円

3 今後の対応

- (1) 県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告します。
- (2) 今後は相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めていきます。

支払督促制度の概要等

1 支払督促制度の概要



2 債権管理の取り組み

段階	対象 (原則)	取組内容
第 1 段階	納期限までに納付しなかった者	文書督促 (催告)、架電、自宅訪問
第 2 段階	第 1 段階で滞納解消に至らなかった者	債権回収会社等へ債権回収委託
第 3 段階	第 2 段階で滞納解消に至らなかった者	最終催告を行い、裁判所へ支払督促申立て
第 4 段階	第 3 段階で債務名義を取得した者	強制執行による債権の回収

高校等進学後の教育費負担をサポートします！

修学支援制度のご案内

令和5年度進学予定者用

三重県教育委員会では、高校等進学後の教育費負担を軽減するために、3つの修学支援制度をご用意しています。

授業料を
助成します

就学支援金
(しゅうがくしえんきん)

○ 県立高校の授業料分の金額(全日制の場合月額9,900円)を支給する制度です。
○ 支給が認められれば、県立高校での授業料の支払いが不要になります。

※ 全国の約80%の生徒が利用しています。

・ 申込時期…三重県立の高校の場合、高校進学後の4月(進学先の高校に申込み)
※ 私立高校等に進学した場合も同様の制度があります。私立高校等の場合、所得に応じて支給額の加算があります。ただし、授業料と支給額の差額は自己負担になります。
進学先が私立の場合は三重県環境生活部私学課(電話:059-224-2161)にお問い合わせください。

返済不要の
給付金

奨学給付金
(しょうがくきゅうふきん)

○ 授業料以外の教育費を助成するために、一時金を支給する制度です。
○ 支給額は32,300円～143,700円です(兄弟姉妹の有無や生活保護受給の有無、進学先の課程などによって金額は変わります)。

・ 申込時期…国公立の高校・高専の場合、進学後の7月(進学先の学校に申込み)

※ 私立高校等に進学した場合も同様の制度があります(金額は国公立の場合と異なります)。
進学先が私立の場合は三重県環境生活部私学課(電話:059-224-2161)にお問い合わせください。

無利子の
貸付金

修学奨学金
(しゅうがくしょうがくきん)

○ 高校、高専に進学後に利用できる、無利子の貸付金です。進学先を卒業後、原則12年以内に返還していただきます。

※ 他の奨学金制度との併用もできます(他の制度の側で併用を禁止している場合を除く)。

○ 貸付額は、進学先が国公立校の場合は月額8,000円～23,000円、私立校の場合は月額20,000円～35,000円です。また、入学時一時金の貸付もあります(国公立校の場合40,000円又は80,000円、私立校の場合50,000円又は100,000円)。

・ 申込時期…進学後の5～6月頃(進学先の学校に申込み)

・ 申込みには連帯保証人が必要です(連帯保証人には年齢制限などがあります)。

※ いずれの制度にも、利用するためには所得制限があります。所得制限は制度によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
※ 上記の内容は令和4年度のもので、令和5年度は変更がある場合がありますので、ご了承ください。

詳しくはこちらに
お問い合わせください

三重県教育委員会事務局 教育財務課 修学支援班

電話:059-224-2940(受付時間:平日の8:30～17:00)

ホームページ: <http://www.pref.mie.jp/KYOZAIMU/HP/singakusien/index.htm>



三重県教育委員会
マイスコットキャラクター
「みえびい」

令和5年度

高等学校・高等専門学校 在校生(新入生) 対象

三重県高等学校等修学奨学金
申込みのご案内

はじめに

三重県では、学習の意欲がありながら、経済的な理由で高等学校等(高等学校及び高等専門学校)での修学が困難な生徒に対し、無利子で奨学金を貸与しています(奨学金は返還が必要です)。

返還された奨学金は、次の世代の人達が利用する奨学金の資金として引き継がれていきます。

対象者の条件

1. 保護者(本人が成人の場合は本人)が三重県内に住所を有していること(保護者は連帯保証人となります)。
2. 本人が高等学校等に在学していること。
3. 世帯の所得額が、一定の基準以下であること。

世帯の人数	3人以下	4人	5人	6人	7人
対象となる所得額の上限 ※給与所得等控除後の金額	390万円	470万円	580万円	670万円	750万円

※原則、世帯人数に同居の祖父母は含めません。

※ひとり親家庭については、上限を緩和しています。

※失業等による家計急変があった場合は、現在の収入額で審査できる場合があります。

4. 学習意欲があり、学業を確実に修了する見込みがあること。
 5. 奨学金返還について、連帯保証人を2名選任できること(保護者1名と保護者以外の別生計者1名の計2名)。
- ※詳細は申込時にお問い合わせください。

貸与金額

学校種別	修学費(月額)	修学支度費(入学時一時金)
国公立	8,000円、13,000円、18,000円、23,000円から選択	40,000円又は80,000円
私立	20,000円、25,000円、30,000円、35,000円から選択	50,000円又は100,000円

※奨学金は無利子です。修学費・修学支度費のうち、いずれか一方のみを申し込むことも可能です。

※修学支度費は、1年生の4・5月緊急申込者、又は1年生の通常申込者が対象ですが、転入学時等も対象となる場合があります。詳細は申込時にお問い合わせください。

申込方法

申込先	【県内校在学者】在学している学校 【県外校在学者】三重県教育委員会事務局
申込時期	【県内校在学者】在学している学校が指定する期間内(例年5月~6月上旬) 【県外校在学者】三重県教育委員会事務局にお問い合わせください(下記参照)。
提出書類	①申込書 ②世帯全員の住民票 ③保護者の所得課税証明書(令和5年度分) ④その他関係書類 ※住民票の個人番号(マイナンバー)は非表示としてください。 ※所得課税証明書は、例年6月頃に最新のものに切り替わります。詳細は市町窓口にお問合せください。 ※申込状況に応じて、その他関係書類の提出を求める場合があります。

その他

1. 奨学金は、卒業後に返還が必要です。返還期間は12年以内(貸与総額が一定額以上の場合は15年以内又は18年以内)です。なお、卒業後に進学した場合等、返還猶予の申込みができます。
2. 申込時に、保護者以外の連帯保証人(原則、県内在住で貸与開始月の初日現在で65歳以下の返済能力のある成人の方)1名が必要です。また、貸与決定後、連帯保証人の印鑑登録証明書が必要になります。
3. 上記申込時期にかかわらず、家庭の経済状況が悪化した場合や長期の経済困難である等の事情がある場合には、緊急採用の申込みができます。

◆問合せ先：以下のいずれかへお問合せください

- ①在学する学校(県内校在学者の場合)
- ②三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学金担当
【住所】〒514-8570 津市広明町13番地
【電話】059-224-2944
【受付時間】8:30~17:00(平日のみ)

★県教育委員会 HP(三重の教育)もご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/index.shtm>

※HP上にある、鉛筆マークをクリック!

又は二次元バーコードからアクセス!



報告 5

議会の議決すべき事件以外の契約等について

議会の議決すべき事件以外の契約等について、別紙のとおり令和5年三重県議会定例会6月定例会に報告するので、報告する。

令和5年5月16日提出

三重県教育委員会事務局
教育総務課長

議会の議決すべき事件以外の契約等について

議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例（平成13年三重県条例第48号）第2条の規定により報告する。

令和5年6月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約（第2条第1項第1号関係）

所管部名	契約の名称	履行の場所	契約の金額	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約締結の年月日	契約期間
教育委員会	学校情報ネット ワーク用1人1 台パソコン等賃 借契約	県立学校ほか	1,041,590,880円	一般競争入札	東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂	令和5年5月12日	令和5年5月12日 ～ 令和12年1月31日

学校情報ネットワーク用1人1台パソコン等賃貸借契約について

令和5年5月16日
教育総務課

1 学校情報ネットワークの概要

学校情報ネットワーク（平成12年稼働）は、三重県教育委員会事務局とすべての県立学校等を繋ぐネットワークで、データセンター、総合教育センター及びクラウド上に各種システムを設置し、県立学校の教職員に対しては、1人1台パソコンを配備しています。

このネットワークのもと、教職員が1人1台パソコン及び各種システムを活用して、授業にかかる教材や資料の作成、成績処理や出欠管理等の校務、事務局と学校間における各種照会、教職員の旅費や休暇等の事務処理や教職員間の情報共有等を行っています。

2 契約内容

契約期間：令和5年5月12日から令和12年1月31日

賃貸借期間：令和6年2月1日から令和12年1月31日（72月）

主な契約内容：パソコン 4,750台

ディスプレイ 3,700台

プリンタ 336台

プロジェクタ 238台

納入箇所：県立学校75校及び総合教育センター

契約金額：1,041,590,880円（うち消費税及び地方消費税相当額94,690,080円）

契約相手方：株式会社J E C C

【参考】年度毎の契約額

	月	金額	消費税額	税込額
令和5年度	2	26,302,800	2,630,280	28,933,080
令和6年度	12	157,816,800	15,781,680	173,598,480
令和7年度	12	157,816,800	15,781,680	173,598,480
令和8年度	12	157,816,800	15,781,680	173,598,480
令和9年度	12	157,816,800	15,781,680	173,598,480
令和10年度	12	157,816,800	15,781,680	173,598,480
令和11年度	10	131,514,000	13,151,400	144,665,400
合計	72	946,900,800	94,690,080	1,041,590,880

報告6

令和6年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施
要項について

令和6年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告する。

令和5年5月16日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長

令和6年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項

1 募集

(1) 応募資格

ア 特別選抜

特別選抜を志願することのできる者は、県内高等学校の工業に関する学科を令和6年3月卒業見込みの者で、合格した場合、入学を確約できる者とする。

イ 一般選抜

一般選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業者又は令和6年3月卒業見込みの者

(イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和6年3月31日までにこれに該当する見込みの者

ウ 再募集

一般選抜において定員を満たさなかった場合のみ実施する。

実施する場合は、三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページで告知する。

再募集を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業者又は令和6年3月卒業見込みの者

(イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和6年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 入学定員

ものづくり創造専攻科 第1学年 20人（機械コース、電気コース各10人程度）

※ 特別選抜の募集人数は14人程度とする。

※ 一般選抜の募集人数は入学定員より特別選抜の合格者数を除いた数とする。

※ 再募集の募集人数は入学定員より特別選抜及び一般選抜の合格者数を除いた数とする。

(3) 募集方法

ア 入学願書等の受付期間及び受付時間

原則として、簡易書留の郵送により提出すること。（受付締切期限までに必着のこと。）

区分	受付期間	受付時間
特別選抜	令和5年9月4日（月）から9月8日（金）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）
一般選抜	令和5年10月2日（月）から10月6日（金）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）
再募集	令和5年12月18日（月）から12月22日（金）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）

イ 応募手続

次の書類を三重県立四日市工業高等学校長に提出し、受検票を受け取る。

(ア) 専攻科入学願書【様式1】

(イ) 収入証紙納付書【様式2】(入学選抜手数料として、2,200円の三重県収入証紙を貼付する。)

(ウ) 専攻科受検票【様式3】

(エ) 志願理由書【様式4】

(オ) 最終出身学校長からの調査書

(カ) 推薦書【様式5】(特別選抜のみ)

(キ) 返信用封筒(受検票返送用:宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付する。)

※ ただし、入学願書等を三重県立四日市工業高等学校に直接提出する者は(キ)を省略することができる。

なお、納入した入学選抜手数料は理由のいかんを問わず返却しない。

2 検査、選抜及び合格者の発表

(1) 特別選抜

検査期日	令和5年9月15日(金)	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時10分まで	小論文
	10時20分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和5年9月22日(金)に合否通知書を出身高等学校長に通知する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

(2) 一般選抜

検査期日	令和5年10月16日(月)	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時00分まで	学力検査(機械または電気)
	10時05分から10時35分	実技検査
	10時40分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和5年10月23日(月)9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

(3) 再募集

検査期日	令和6年1月11日(木)	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時00分まで	学力検査(機械または電気)
	10時05分から10時35分	実技検査
	10時40分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和6年1月17日(水)9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

3 その他

(1) 入学志願者は、入学志願に必要な所定の用紙を三重県立四日市工業高等学校(〒510-0886 三重県四日市市日永東三丁目4番63号TEL:059-346-2331)に請求する。

なお、郵送希望者は、返信用封筒(宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付のこと)を添えて請求する。

(2) 受検者は、交付された受検票を、検査当日受付に提示する。

